

桂川町告示第8号

令和5年第1回桂川町議会定例会を次のとおり招集する

令和5年2月16日

桂川町長 井上 利一

1 期 日 令和5年3月2日

2 場 所 桂川町議会議場

○開会日に応招した議員

林 英明君

下川 康弘君

柴田 正彦君

杉村 明彦君

大塚 和佳君

吉川紀代子君

北原 裕丈君

竹本 慶吉君

原中 政廣君

青柳 久善君

○3月7日に応招した議員

○3月9日に応招した議員

○3月20日に応招した議員

○応招しなかった議員

議事日程(第1号)

令和5年3月2日 午前10時00分開会

- 日程第1 署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 総務経済建設委員長報告
(1) 道路管理について
- 日程第4 文教厚生委員長報告
(1) 保育教育環境整備について
- 日程第5 議会広報委員長報告
(1) 議会広報の編集及び発行について
- 日程第6 同意第1号 桂川町教育委員会委員の任命
- 日程第7 同意第2号 桂川町固定資産評価審査委員会委員の選任
- 日程第8 承認第1号 令和4年度桂川町一般会計補正予算(専決第5号)
- 日程第9 承認第2号 令和4年度桂川町水道事業会計補正予算(専決第2号)
- 日程第10 議案第1号 嘉飯圏域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結
- 日程第11 議案第2号 町道路線の変更、廃止及び認定
- 日程第12 議案第3号 桂川町犯罪被害者等支援条例の制定
- 日程第13 議案第4号 桂川町個人情報保護法施行条例の制定
- 日程第14 議案第5号 桂川町情報公開条例等の一部を改正する条例の制定
- 日程第15 議案第6号 桂川町消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第16 議案第7号 桂川町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第17 議案第8号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定
- 日程第18 議案第9号 桂川町営住宅条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第19 議案第10号 桂川町税条例等の一部を改正する条例の制定
- 日程第20 議案第11号 桂川町税条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第21 議案第12号 桂川町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

の制定

- 日程第22 議案第13号 桂川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第23 議案第14号 桂川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第24 議案第15号 桂川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第25 議案第16号 桂川町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第26 議案第17号 桂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第27 議案第18号 令和4年度桂川町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第28 議案第19号 令和5年度桂川町一般会計予算
- 日程第29 議案第20号 令和5年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 日程第30 議案第21号 令和5年度桂川町土地取得特別会計予算
- 日程第31 議案第22号 令和5年度桂川町国民健康保険特別会計予算
- 日程第32 議案第23号 令和5年度桂川町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第33 議案第24号 令和5年度桂川町水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

- 日程第1 署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 総務経済建設委員長報告
（1）道路管理について
- 日程第4 文教厚生委員長報告
（1）保育教育環境整備について
- 日程第5 議会広報委員長報告
（1）議会広報の編集及び発行について
- 日程第6 同意第1号 桂川町教育委員会委員の任命
- 日程第7 同意第2号 桂川町固定資産評価審査委員会委員の選任
- 日程第8 承認第1号 令和4年度桂川町一般会計補正予算（専決第5号）
- 日程第9 承認第2号 令和4年度桂川町水道事業会計補正予算（専決第2号）
- 日程第10 議案第1号 嘉飯圏域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結
- 日程第11 議案第2号 町道路線の変更、廃止及び認定

- 日程第12 議案第3号 桂川町犯罪被害者等支援条例の制定
- 日程第13 議案第4号 桂川町個人情報保護法施行条例の制定
- 日程第14 議案第5号 桂川町情報公開条例等の一部を改正する条例の制定
- 日程第15 議案第6号 桂川町消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第16 議案第7号 桂川町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第17 議案第8号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定
- 日程第18 議案第9号 桂川町営住宅条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第19 議案第10号 桂川町税条例等の一部を改正する条例の制定
- 日程第20 議案第11号 桂川町税条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第21 議案第12号 桂川町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第22 議案第13号 桂川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第23 議案第14号 桂川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第24 議案第15号 桂川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第25 議案第16号 桂川町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第26 議案第17号 桂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第27 議案第18号 令和4年度桂川町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第28 議案第19号 令和5年度桂川町一般会計予算
- 日程第29 議案第20号 令和5年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 日程第30 議案第21号 令和5年度桂川町土地取得特別会計予算
- 日程第31 議案第22号 令和5年度桂川町国民健康保険特別会計予算
- 日程第32 議案第23号 令和5年度桂川町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第33 議案第24号 令和5年度桂川町水道事業会計予算

出席議員（10名）

- | | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1 番 | 林 英明君 | 2 番 | 下川 康弘君 |
| 3 番 | 柴田 正彦君 | 4 番 | 杉村 明彦君 |

5番 大塚 和佳君

6番 吉川紀代子君

7番 北原 裕丈君

8番 竹本 慶吉君

9番 原中 政廣君

10番 青柳 久善君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 神崎 博和君

説明のため出席した者の職氏名

町長	井上 利一君	副町長	山邊 久長君
教育長	大庭 公正君	総務課長	横山 由枝君
企画財政課長	小平 知仁君	建設事業課長	原中 康君
建設事業課長補佐	横山 龍一君	住民課長兼会計管理者	北原 義識君
税務課長	秦 俊一君	保険環境課長	永松 俊英君
健康福祉課長	川野 寛明君	産業振興課長	小金丸卓哉君
子育て支援課長	江藤 栄次君	水道課長	山本 博君
学校教育課長	平井登志子君	社会教育課長	原田 紀昭君
王塚装飾古墳館長	尾園 晃君	社会教育課長補佐	吉貝 英貴君

午前10時00分開会

○議長（林 英明君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、令和5年第1回桂川町議会定例会を開会します。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1. 署名議員の指名

○議長（林 英明君） 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の署名議員は、会議規則第124条の規定によって、3番、柴田正彦君、4番、杉村明彦君を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（林 英明君） 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月20日までの19日間にしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から3月20日までの19日間に決定しました。

これより、町長に行政報告、令和5年度の施政方針及び提案理由の説明を求めます。井上町長。

○町長（井上 利一君） おはようございます。

三寒四温の言葉どおり、日ごとに春の訪れが感じられる季節になりました。

新型コロナウイルス感染症は、様々な様相を呈しながらも、ようやく出口が見えてきたような期待感を感じています。その要因は、国の方針として、来る5月8日から感染症分類を2類相当から5類に移行することが決定したことと感染状況が落ち着いてきていることにあります。今後、課題はあると思われませんが、終息に向かって順調に進んでいくことを念願しています。

また、ロシアがウクライナに侵攻してから1年が経過し、さらに戦争が激化していることが心配されます。戦争の犠牲になっている人々のことを思うと、やりきれない思いで言葉になりません。一刻も早い停戦と平和的な解決を切に願う次第であります。

さて、本日は、令和5年第1回桂川町議会定例会を開催しましたところ、議員の皆様には、公私ともお忙しい中にもかかわらず、御出席をいただき、心から感謝申し上げます。

それでは、これまでの主な行政報告、令和5年度施政方針及び本日御提案します議案等の提案理由について御説明いたします。

初めに、本年3月31日をもって退職します職員は、一般職1名、保健師1名、保育士1名の計3名の予定です。4月1日の採用予定者は、昨年の職員採用で生じた欠員の補充及び業務量の増加等に対応するため、一般職5名、保健師3名、保育士2名、浄水場現業職1名を内定しているところです。

次に、犯罪等により被害を受けた人及びその家族や遺族は、直接的な被害に加え、誹謗中傷等の二次被害や再被害を受けるケースが多いため、国は平成16年に犯罪被害者等基本法を、福岡県は平成30年に福岡県犯罪被害者等支援条例を制定しています。

本町においても、犯罪被害者等を社会全体で支えるとともに、誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指すため、桂川町犯罪被害者等支援条例について上程していますので、よろしく申し上げます。

次に、これまでの個人情報保護制度は、国や地方公共団体、民間事業者ごとに複数の法制度が存在し、規制の不均衡や不整合が生じやすいため、令和3年5月にデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が制定され、個人情報の保護に関する法律が改正されました。この改正により、個人情報の取扱いが同じ法律に基づくこととなり、新たに国の個人情報保護委員会が全体を所管することになりました。

このため、現行の桂川町個人情報保護条例等を廃止し、新たな法を施行するために桂川町個人情報保護法施行条例について上程していますので、よろしくお願いします。

次に、消防団の皆様が昼夜を問わず住民の生命、身体、財産を守るために献身的に活動されていることに対しまして、心から感謝申し上げます。

全国的に災害の多発化・激甚化が進み、消防団の役割は大変重要になっています。消防団員の労苦に報いるとともに士気向上を図るため、処遇改善の条例改正について上程していますので、よろしくお願いします。

次に、地方公務員法の一部が改正され、職員の定年齢が引き上げられることになりました。

法改正の主な内容は、定年の年齢を令和5年度から2年ごとに1歳ずつ引き上げ、令和13年度から65歳とすること。役職定年制を導入し、管理監督職の上限年齢を60歳とすること。定年前再任用短時間勤務制を導入することなどです。

今回の法改正を踏まえ、円滑な定年齢引上げに取り組んでまいります。

次に、ふるさと応援寄附金事業については、返礼品の拡充や寄附を頂いた方へのお礼とPRを兼ねたパンフレットの送付、ウェブサイトをはじめとする事業のブラッシュアップに努めてきましたが、返礼品のメインであった生産工場の移転等による受付停止などが影響し、本年2月20日時点での寄附受入れは3,996件で4,067万7,000円、前年度の約70%という状況にあります。

今後の取組として、返礼品の開発・登録や受付サイトの拡大、クラウドファンディング方式の導入等を検討し、事業の推進を図ってまいります。

次に、嘉飯圏域定住自立圏については、平成30年3月に飯塚市と本町及び飯塚市と嘉麻市がそれぞれ協定を締結し、連携事業に取り組んできました。

今般、現行の共生ビジョンの計画期間が終了することから、これまでの成果や社会情勢の変化を踏まえ、第2次共生ビジョンの最終案を調製したところです。

なお、新規に体育施設の相互利用を加えたことに伴い、協定の一部を変更する協定の締結が必要になったため、議案を上程していますので、よろしくお願いします。

次に、公共交通網の整備促進のため、地域公共交通会議について国・県の動向や他団体の先行事例を検討・協議する中で、道路運送法を根拠法令とする地域公共交通会議と地域公共交通活性

化再生法を根拠法令とする法定協議会の機能を併せ持つことにより、各種政策の効率性や実効性を高めることが望ましいことが分かりました。

公共交通は、経済活動や住民生活を支える重要な社会基盤であります。本町の将来を支える交通インフラの整備を着実に進めるための地域公共交通計画を策定したいと考えています。

次に、現在の桂川町誌は昭和42年8月1日付で発刊され、以来55年が経過しています。このため、以前から新たな町誌の編集について必要性を感じていましたが、その時々为社会情勢や本町の現状からして、着手できないまま現在に至っています。町誌は町の歴史や住民の暮らしを後世に伝えるという大切な意義と使命があります。そのため正確な史実に基づく編集作業が求められ、多くの人たちの協力が欠かせません。

また、世代間の切れ目を生じさせないためにも、令和5年度から新修桂川町誌の編集に向けて準備室を設置し、具体的な作業に取り組んでいく必要があると考えています。

なお、本件に関する予算の計上は、編集方針等を取りまとめた上で計上したいと考えていますので、よろしくお願ひします。

次に、桂川駅ホームの待合室設置に関する要望については、本年2月20日にJR九州筑豊篠栗鉄道事業部より、ホーム上の待合室の設置は困難という回答がありました。理由として、鉄道施設においては交通バリアフリー法制定に伴い、国が定める公共交通機関旅客施設の移動円滑化ガイドラインに即し、JR社内規定を満たす施設幅の確保が必要であり、待合室を設置した場合、これに必要な通路幅が確保できなくなるということです。また、本要望についてはJR九州に文書による回答を求めていましたが、陳情、要望に対する文書回答は行っていないということであり、口頭にて回答を受けたところです。

今後は、keisenまちプラザを活用しながら、駅利用者の利便性を図っていきたいと考えています。

次に、県道豆田稲築線（九郎丸工区）については、事業着手から4年目を迎え、福岡県飯塚県土整備事務所において、道路整備に必要な用地等について、地権者との協議が進められているところです。移転補償の対象となった土地の代替地に本町の遊休地を活用するなど、桂川町としても地元協議等の支援を行い、早期の実現に向けて事業の推進を図っているところです。

次に、二反田団地B棟の完成に伴い、本年4月より入居戸数が77世帯になります。移転後に空き家となる二反田団地、土師団地、椿団地の住宅については、計画的に解体を行ってまいります。また、町道新町狩野線については、車両2車線片側歩道の整備を進め、令和5年度の完成を目指しています。

なお、今回の二反田団地B棟への住居移転により、椿団地の世帯数が著しく減少することになります。このため、区として運営を続けることは困難という地元からの相談を受け、本年3月末

をもって区を解散し、4月より隣接する土師2区に編入する手続を進めているところです。

次に、町道土居瀬戸線の土居四角から桂川郵便局の駐車場付近までの道路は、児童生徒の通学路になっていますが、幅員が狭く、水路が平行して走っているため、危険な状況にあります。今後、道路の改良に取り組む必要があると考えています。

次に、県道豆田稲築線については、既存の県道の管理区間に対し、嘉穂総合高校北側交差点から桂川町役場までの道路整備完了後に、道路区域を変更する協定を締結していました。このたび、全ての手続事項が完了し、令和5年4月1日より道路の移管を行うため、町道路線区域の変更、廃止、認定について上程していますので、よろしくお願ひします。

次に、現在、税金・使用料等の公金収納については、役場会計窓口及び指定金融機関等において行っていますが、収納機会の拡充及びキャッシュレス化による利便性の向上を図るため、コンビニでの納付やスマートフォンによる電子決済を可能とする収納システムが令和5年度よりスタートします。納付書の裏面に記載された事項を参考に御活用いただきますようお願いいたします。

次に、国民健康保険税については、令和5年度から資産割を廃止し、所得割・均等割・平等割の3方式に改めるとともに、一部の税率・税額の引下げを実施します。納付書の送付や納付時期等は従来と変わりません。

また、出産一時金制度の見直しに伴い、関係条例の改正案を上程していますので、よろしくお願ひします。

次に、令和4年度の桂川町プレミアム付商品券事業の実績は1万6,619冊が発行され、プレミアム分を含めた総額2億1,604万7,000円のうち、2億1,526万1,500円(99.6%)が利用・換金されています。

令和5年度は、商工会と協議を行い、キャッシュレス商品券の部分的な導入も含めて、町民の皆さんの購買意欲の喚起及び商工業者の支援に取り組むと考えています。

次に、農業委員会委員の任期は、本年7月19日までとなっています。改選に当たり、3月15日から4月14日までの1か月間、農業委員及び農地利用最適化推進委員の推薦受付並びに募集を実施いたします。

農業委員は、候補者評価委員会が評価を行い、議会の同意を得て町長が任命し、農地利用最適化推進委員は、農業委員会が委嘱することになっています。

次に、農業振興については、将来の農地利用計画を明確化する地域計画の策定に取り組むとともに、農地や農道、水路などの農業環境保全のため、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金を活用した取組を支援してまいります。

また、新規就農者には、県や農協と連携しながら育成総合対策事業を活用し、販路開拓や特産

品開発など定着支援と活性化を図ってまいります。

次に、県営事業として取り組んでいます桂川中学校横の七浦ため池の改修につきましては、現在、国の事業審査を受けている段階で、令和5年度に事業に着手する予定です。

次に、土師保育所の建て替え事業に関わる取組については、関係する部署との検討・協議を行い、建て替え等に関する課題等の整理に努めているところです。

次に、昨年4月に民営化した吉隈保育園の新園舎建設につきましては、世界的な物価高騰、資材不足等により、計画が先延ばしになっている状況です。現時点における社会福祉法人明見会の意向は、令和5年度中に国に交付金の申請を行い、着工したい意向だとお聞きしています。

次に、令和5年度の保育所入所受付状況については、現在のところ入所利用調整により、345名の申込みに対し、全員受入れが可能な状況です。

次に、本年4月から国の行政庁としてこども家庭庁が設置されます。これに伴う関連条例・4議案を上程していますので、よろしくお願いいたします。

なお、本町におけるこども家庭センターについては、健康福祉課内に新たに母子保健係を設置し、国・県からの情報提供の受皿として業務を行うとともに、課内及び関係課の業務を分担し、住民ニーズに応えられる効率的な運営を図っていきたいと考えています。

次に、子育て世代の負担軽減策として、町が補助している小中学校の給食費補助金を、現在の児童生徒1人当たり月100円から500円に引き上げたいと考えています。

次に、給食共同調理場については、建設後18年が経過し、運営管理に支障を来さないよう調理場施設の簡易貫流蒸気ボイラーの入替えや高圧ケーブルの更新等を行いたいと考えています。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響で中止を余儀なくされていた社会教育の関係事業については、関係団体と連携・協力しながら開催に向けて努めてまいります。

社会教育の新規事業として、福岡県と桂川町、飯塚市、嘉麻市の3市町が連携し、嘉飯桂の将来のリーダーを養成する人材育成事業に参画したいと考えています。これは中学2年生を対象に、地域に縁のある著名人の講義や体験、グループワーク等の合宿型プログラムを実施するものです。

また、コロナ禍で停滞が心配される地域公民館活動は、徐々に活動が再開されており、地域はつつらつ応援成金事業を活用した活性化支援を継続してまいります。

次に、町立図書館では、特色ある図書館活動の充実に努め、読書活動を推進します。ブックスタート事業は、絵本を介して親子の心の絆を育むためにも継続して行い、子供対象のおはなし会やおりがみ教室、大人を対象とした折り紙教室や朗読会などを開催します。

次に、本町では令和元年12月に桂川町部落差別の解消の推進に関する条例を施行しています。人権・同和問題は、社会情勢の進展に合わせて多様化し複雑になっているため、正しく学ぶことが大切です。

今後とも、町民一人一人の人権が大切にされる町づくりを目指して取り組んでまいりたいと考えています。

王塚装飾古墳館では、令和2年度に策定した保存活用計画に基づき、保存と活用の取組を進めています。令和5年度は、4年度の調査結果を基に、石室内の鋼管支柱や照明器具の見直し、公開期間の拡大などについて検討を進めます。

また、コロナの影響で見送っていた王塚古墳の特別公開については、事前予約、人数制限などを行い、春の公開に向けて取り組んでまいります。

次に、一般会計予算について御説明いたします。

まず、承認第1号令和4年度桂川町一般会計補正予算（専決第5号）については、補正額2,174万6,000円を追加し、予算の総額を71億4,219万2,000円と定めたものでございます。

今回の補正は、各公共施設への電気供給契約の変更に伴う電気料金の追加や、国の出産・子育て応援交付金事業費、コンビニ・スマホ収納導入のための事前テスト経費等を計上しています。

次に、議案第18号令和4年度桂川町一般会計補正予算（第5号）については、補正額1,720万8,000円を追加し、予算の総額を71億5,940万円に定めようとするものでございます。

補正の主なものは、西鉄バス路線運行補助金や障がい者自立支援給付費、新型コロナウイルス集団接種事業負担金などを計上しています。

次に、令和5年度一般会計予算について御説明いたします。

総務省が示した令和5年度の地方財政対策の概要は、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、歳出面においては、地域社会のデジタル化や脱炭素化の推進等に対応するために必要な経費を拡充して計上するとともに、地方団体が住民のニーズに的確に応えつつ、行政サービスを安定的に提供できるよう、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上等を行う一方、国の取組と基調を合わせた歳出改革を行うこととする。また、歳入面においては、経済財政運営と改革の基本方針2022等を踏まえ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額について、令和4年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本として、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補填措置を講ずることとされるとされたところです。

このような状況の下、本町の令和5年度予算は、対前年度比7.1%減の58億1,369万円に定めようとするものです。

それでは、予算の主な内容について御説明いたします。

まず、歳入予算の1款町税ですが、2項固定資産税は新築家屋の増等により3.7%の増、ま

た、4項町たばこ税は加熱式たばこの課税方式見直しの影響により9.1%の増を見込み、町税全体で2.6%増の11億8,777万6,000円を計上しています。

次に、11款地方交付税は、地方財政計画において国全体の総額は18兆3,611億円で、前年度に比べて1.7%、3,073億円増とされています。

本町の場合、普通交付税については、前年度決定額から3.1%減の18億6,265万円を見込んでおり、当初予算の計上額を17億7,705万7,000円としています。

また、特別交付税については、令和3年度決定額から約20%減の2億円を計上しています。

次に、18款寄附金では、ふるさと応援寄附金を前年度と同額の1億円計上し、19款繰入金では、財政調整基金ほか3基金について、それぞれの基金条例の設置目的に沿った繰入れを行っています。

22款町債では、町営住宅二反田団地B棟の建設完了により、前年度より78.3%減の1億1,111万7,000円を計上しています。

続きまして、歳出予算についてですが、2款総務費において、ふるさと応援寄附金に関わる事業費やマイナンバーカードの普及経費等のほか、新規として、令和5年度から開始します町税等のコンビニ・スマホ収納や、地域公共交通計画の策定、ハザードマップの更新に係る経費などを計上しています。

3款民生費では、障がい者や高齢者、幼児・児童に関わる社会保障関係費を計上しています。新規では、第9期高齢者福祉計画及び第3期障がい者計画等の策定経費や私立保育園が実施する延長保育及び一時預かり事業に係る補助金などです。

4款衛生費では、各種予防接種や健康増進事業など、町民の皆様が健康で衛生的な生活環境を保持するための関係経費を計上しています。新規では、令和4年度途中から開始しましたアピアランスケア推進事業補助金に加え、小児・AYA世代がん患者在宅療養生活支援事業助成金などを計上しています。

5款労働費では、嘉麻・桂川広域シルバー人材センター委託料や若年者専修学校技能習得資金貸与金などを計上し、6款農林水産業費では、新規就農者に対する補助金やため池ハザードマップ作成費、水利施設改修事業費のほか、七浦ため池改修に係る負担金を計上しています。

7款商工費では、商工業の振興や消費者行政に関する経費などを計上し、8款土木費では、道路橋梁の維持・改良費や空き家実態調査業務委託料を新規計上しています。

9款消防費は、飯塚地区消防組合負担金や町消防団の組織運営・装備充実に係る経費を計上するとともに、国の指導による消防団員の報酬及び費用弁償等の見直しに伴う経費等を計上しています。

10款教育費では、小中学校における一人一台タブレット端末によるGIGAスクール推進事

業や30人以下学級の少人数学級編制、習熟度別授業を行うけいせん学力アップ推進事業、土曜学習教室等の学力向上を図る取組のほか、セカンドスクール事業、王塚古墳石室安定化に関する経費を計上しています。

以上が一般会計予算の概要でございます。

なお、本日御提案します議案は、桂川町教育委員会委員並びに桂川町固定資産評価審査委員会委員に関する同意案件が2件、専決処分の承認が2件、協定の一部を変更する協定の締結が1件、町道路線の変更、廃止及び認定に関するものが1件、条例の制定に関するものが2件、条例等の一部改正が2件、関係条例整備に関する条例の制定が1件、条例の一部改正が10件、令和4年度補正予算が1件、令和5年度の一般会計及び特別会計予算が6件の計28件でございます。

人事案件につきましては、私から、その他の議案等につきましては、担当課長が御説明いたしますので、慎重審議の上、議決賜りますようお願い申し上げまして、行政報告、施政方針及び提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第3．総務経済建設委員長報告

○議長（林 英明君） 閉会中の審査事件として、各常任委員会に付託しておりました事件の審査結果の報告を求めます。

総務経済建設委員会に付託しておりました道路管理についてを議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 閉会中の付託事件審査である道路管理について、総務経済建設委員会の審査結果を報告いたします。

1 2月議会定例会を終え、本議会まで延べ4回の委員会を開催しました。

本年度においては21か所の道路工事がなされ、2月末現在、16か所の工事が完了しております。

工事については、舗装改修を中心とした道路の整備がなされており、また令和2年3月に開通しております桂川町役場から福岡県立嘉穂総合高等学校までの新しい道路の整備に伴い、令和5年度からは、桂川町役場交差点から福岡県立嘉穂総合高等学校北側交差点を經由し、又手交差点までの間は県道となり、従来の県道豆田稲築線のうち、又手交差点から土居交差点までの区間が町道管理になる管理替えが行われます。

これに引き続き、県道豆田稲築線（九郎丸工区）についても、今年度より用地買収協議が始まっており、安全で利便性の高い道路の整備が進められております。

このほか、二反田団地の進入路に当たる新町狩野線については、二車線道路拡幅に歩道整備がなされた工事が進められており、令和5年度末には完了予定であります。

舗装工事については、年度末に事業が集中しないよう、発注の前倒しを指摘しているところです。令和4年度においては、例年より多くの箇所が整備されておりますが、まだ改修ができなかった箇所もあり、できるだけ早い道路改修の対応を指摘したところです。

このほか、各行政区長からの要望箇所についても、未整備箇所がまだ一定数あることから、緊急性、安全性等を検討しながら、道路管理の指摘を行っていく予定です。

したがって、引き続き閉会中の継続審査をお願いいたしまして、報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対して、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

本件については、委員長から、引き続き審査したいので、閉会中の継続審査として付託されたとの申出があります。

お諮りします。本件は、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、道路管理については、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査として付託することに決定しました。

日程第4. 文教厚生委員長報告

○議長（林 英明君） 続きまして、文教厚生委員会に付託しておりました保育教育環境整備についてを議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。柴田委員長。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 文教厚生委員会に付託されています保育教育環境整備について、当委員会の審査の結果を報告します。

12月定例会後、4回の委員会を開催しました。

コロナ禍で視察が難しいのですが、1月30日、私立保育園である善来寺保育園と吉隈保育園の園長、副園長との懇談を行いました。2月15日には教育委員との懇談を行いました。また、2月21日は学童保育所の視察を行いました。

善来寺保育園と吉隈保育園の園長、副園長さんとの懇談では、桂川町にはできることはしていただいていますと言われました。課題は保育士の確保でした。保育士の成り手が減っているし、都会に就職を求める傾向が強いそうです。

このような状況にあるので、飯塚市では保育士になりたいという学生に奨学金を出しています。また、他の市町村でも、それぞれの取組が行われています。桂川町でも保育士を確保するための

方策が求められています。

また、監視カメラや紙おむつの助成をしてもらえないかと言われていました。

教育委員の皆さんとの懇談では、各自が考えている桂川町の教育課題を出し合いました。中学校の部活の在り方、王塚古墳の活用についての話も出ました。桂川町の教育をより豊かなものにするために、今後とも教育委員と文教厚生委員とが連携することが必要です。

前回の桂川小の学童保育所の視察では、桂寿苑にある教室の床がぼこぼこになっているところがありましたが、修理されていました。また、トイレは洋式になっていましたが、女子トイレで狭いところがありました。

課題としては、桂川小の学童保育所の子供たちが過ごす施設が3か所に分かれていること、興奮した子供が落ち着くためのクールダウンの場所がないこと、桂川小学校の一教室を使っていますが、下足箱が中庭にあり、雨よけがないため雨に困ることなどが上げられています。これらは以前からの課題です。学童保育所の全体的な計画を含め、今後どうするのか、早急な検討が必要です。

今後とも保育教育環境整備のための視察や検討が必要です。つきましては、保育教育環境整備について、継続審査をお願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対して、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

本件については、委員長から、引き続き審査したいので、閉会中の継続審査として付託されたいとの申出があります。

お諮りします。本件は、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、保育教育環境整備については、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査として付託することに決定しました。

日程第5. 議会広報委員長報告

○議長（林 英明君） 続きまして、議会広報委員会に付託しておりました議会広報の編集及び発行についてを議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。下川委員長。

○議会広報委員長（下川 康弘君） 議会広報委員会に付託されています議会広報の編集及び発行について、当委員会の報告をいたします。

1 2 月定例会後、3 回の委員会を開催しております。

この間、議会広報の編集及び発行について協議を行い、本年 2 月 7 日に第 4 1 号を発行いたしました。

当委員会では、引き続き、けいせん議会だより第 4 2 号を発行するため、継続審査をお願いし、委員会の報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対して、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

本件については、委員長から、引き続き審査したいので、閉会中の継続審査として付託されたいとの申出があります。

お諮りします。本件は、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議会広報の編集及び発行については、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査として付託することに決定しました。

本定例会の上程された案件は、同意 2 件、承認 2 件、議案 2 4 件であります。

同意第 1 号、第 2 号、承認第 1 号、第 2 号は本日即決していただき、議案第 1 号から議案第 1 8 号については、本日、質疑を受けた後に、各常任委員会に付託いたします。

議案第 1 8 号については、9 日の本会議で採決を行い、議案第 1 号から議案第 1 7 号については、2 0 日に採決を行います。

議案第 1 9 号から議案第 2 4 号までについては、本日説明を受け、9 日の本会議で質疑を受けた後、各常任委員会に付託いたします。4 日間で審査をしていただき、2 0 日の本会議で採決を行います。

それでは、日程に従い、順次上程いたします。

日程第 6. 同意第 1 号

○議長（林 英明君） 同意第 1 号桂川町教育委員会委員の任命について同意を求める件を議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。井上町長。

○町長（井上 利一君） 同意第 1 号桂川町教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

本件は、桂川町教育委員会委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

現在、教育委員として務めていただいております皆越美奈子氏の任期が本年3月4日をもって任期満了となりますので、同氏を再任することについて提案するものでございます。

皆越氏は、住所は、桂川町大字土居155番地15、昭和46年3月3日生まれの51歳でございます。

皆越氏は、平成3年3月に博多女子高等学校コンピュータービジネス科を卒業され、同年4月から株式会社ビジネスシステムズに入社、以後、中野会計事務所、大西会計事務所、有限会社コスモ企画、KSエンジニアリング株式会社に勤められ、現在は佐竹税理士事務所に勤務されています。

皆越氏は、性格は温厚闊達な方で、多くの人に親しまれる明るい人柄であります。また、何事にも熱心に取り組まれる方で、二人のお子さんの育児、教育に尽力されるとともに、お子さんの在学中は桂川小学校及び桂川中学校のPTA役員としても活動されました。現在は桂川中学校吹奏楽部の指導に当たられるとともに、学校支援ボランティア、文化連合会、土師獅子舞保存会、郷土史会等に所属されるなど、地域の幅広い活動に取り組んでおられます。

子供たちの未来を大切に思うと同時に、学校と地域との連携や、望ましい教育の在り方に高い関心を持っておられる皆越氏は、教育委員としてふさわしい方であり、本町の教育行政の推進のために御活躍いただけるものと確信いたしております。

議員各位の御理解をいただき、御同意賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。よろしく申し上げます。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。本件は、人事案件でありますので、他人の私生活にわたる発言をすることのないように御注意願います。

それでは質疑を行います。ただいまの町長の説明に対して、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これから、同意第1号桂川町教育委員会委員の任命について同意を求めらるる件を採決いたします。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（林 英明君） ただいまの出席議員数は10人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に7番、北原裕

丈君、8番、竹本慶吉君を指名します。

投票用紙を配ります。念のために申し上げます。本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

白票及び賛否の明らかでない投票は否とみなし、反対とみなします。

[投票用紙配付]

○議長（林 英明君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 英明君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長（林 英明君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、記載台で記入の上、順番に投票願います。

[事務局長点呼・議員投票]

2番 下川 康弘議員	3番 柴田 正彦議員
4番 杉村 明彦議員	5番 大塚 和佳議員
6番 吉川紀代子議員	7番 北原 裕丈議員
8番 竹本 慶吉議員	9番 原中 政廣議員
10番 青柳 久善議員	

○議長（林 英明君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 英明君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。北原裕丈君、竹本慶吉君、開票の立会いをお願いします。

[開票]

○議長（林 英明君） 投票の結果を報告します。

投票総数9票、有効投票9票、無効投票0票です。有効投票のうち、賛成8票、反対1票。

以上のとおり賛成多数です。したがって、同意第1号桂川町教育委員会委員の任命については同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（林 英明君） ただいま桂川町教育委員会委員として任命同意を受けられました皆越美奈子さんから御挨拶をお受けしたいと思います。どうぞ。

○教育委員会委員（皆越美奈子君） このたび議会の御同意を頂き、教育委員を再任させていただくことになりました皆越美奈子です。

この場に立ち、改めまして本町の教育文化の充実発展を担う職責の重さを実感するところであり、身の引き締まる思いでございます。

教育委員に任命されてからの4年間、コロナ禍の混乱により教育施策の具体的な実施が思うようにできないこともありました。現在もあらゆる領域において、社会情勢の変化は加速度を増しており、教育現場を取り巻く環境整備についても、多様な変化に柔軟かつ適切に対応し、持続可能な新たな発展に向けた取組が、今後一層求められるものと思われまます。

桂川町の子供たちが新しい時代を力強く生き抜いていく力を育てる教育を実現することを目標とし、学校だけでなく、地域、家庭、社会全体で子供たちを温かく見守り育てていくこと、その協力・連携を深める教育施策をより積極的に展開していくこと。また、人生100年時代を迎え、高齢者から若者まで、誰もが健康で心豊かに過ごすために、主体的な学びや芸術文化、スポーツに親しむ機会の充実、そして学びの成果を広く社会に還元できる生涯学習社会の実現についても、より推進していくことが重要だと考えております。

誠に微力ではございますが、学校教育と生涯学習を両輪に据え、本町の教育、文化の発展に全力を挙げて取り組む決意を申し上げ、再任の御挨拶とさせていただきます。（拍手）

○議長（林 英明君） ここで暫時休憩いたします。再開は11時15分から再開します。

午前11時04分休憩

午前11時14分再開

○議長（林 英明君） 会議を開きます。

日程第7. 同意第2号

○議長（林 英明君） 同意第2号桂川町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件を議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。井上町長。

○町長（井上 利一君） 同意第2号桂川町固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

本町の固定資産評価審査委員会委員の金田由美氏は、本年4月9日をもって任期満了を迎えら

れますので、その後任として、住所は、桂川町大字吉隈692番地1、昭和24年8月8日生まれの松尾由紀子氏を選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

松尾氏の経歴等については、別紙に参考資料として添付していますので、参考にさせていただきたいと思います。

松尾氏は、昭和43年3月に飯塚女子高等学校を卒業され、昭和43年4月にミツミ電機株式会社に入社され、昭和46年3月に退社、同年5月から山本司法書士事務所に入社され、昭和50年3月に退社されています。

その後、平成10年9月から26年8月まで株式会社サンリブに勤務されています。その後、平成25年12月から民生児童委員を4期務められるとともに、令和4年4月から吉隈一区の区長を務めていただいています。

松尾氏は、現在73歳で、心身ともに健康であり、本町の固定資産評価審査委員会委員として、その職務を全うしていただけるものと確信しています。

御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。本件は人事案件でありますので、他人の私生活にわたる発言をすることのないように御注意願います。

それでは、質疑を行います。ただいまの町長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより第2号を採決いたします。

お諮りします。本件は、同意することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、同意第2号桂川町固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

日程第8. 承認第1号

○議長（林 英明君） 承認第1号令和4年度桂川町一般会計補正予算（専決第5号）の専決処分の承認を求める件についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。小平企画財政課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 議案書9ページ、承認第1号令和4年度桂川町一般会計補正予算（専決第5号）について御説明いたします。

専決処分の理由といたしまして、一般会計予算の補正に当たり、町議会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年2月1日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、これを御報告し、御承認をお願いするものでございます。

内容につきましては、予算書フォルダー内のファイル①令和4年度一般会計2月専決予算書（第5号）で御説明いたします。

予算書の2ページをお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,174万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億4,219万2,000円と定めたものでございます。

次に、5ページをお開きください。

第2表繰越明許費でございます。

4款1項保健衛生費の出産・子育て応援交付金交付事業154万円、当該事業に係る電算システム改修につきまして、期間的に年度内での完了は困難なことから、令和5年度に繰越しして実施するものでございます。

次に、6ページをお開きください。

第3表債務負担行為でございます。

本年4月からのコンビニ・スマホ収納をスムーズかつ確実にスタートさせるため、本番環境での事前テストを実施する必要性が生じまして、この場合、令和5年3月1日から令和6年3月31日、13か月の年度をまたぐ契約を結びますことから、コンビニエンスストア等収納事務委託手数料につきまして、期間を令和4年度から令和5年度まで、限度額を収納事務基本料及び事務委託手数料として、収納件数1件につき58円を乗じて得た額との合計額に消費税分を加算した額（1円未満切捨て）と設定するものでございます。

次に、10ページをお開きください。

歳入について御説明いたします。

11款1項1目地方交付税は1,099万9,000円の追加、普通交付税を財源調整により追加計上しております。

次に11ページ、15款2項3目衛生費国庫補助金は890万6,000円の追加、12ページ、16款2項3目衛生費県補助金は184万1,000円の追加、出産・子育て応援交付金交付事業に係る国・県補助金の追加計上でございます。

次の13ページから歳出でございます。

2款1項4目会計管理費は7,000円の追加、コンビニ・スマホ収納事務等手数料の追加計上。

5目財産管理費は82万4,000円の追加、電気供給契約の変更に伴う電気料金の追加計上で庁舎分の計上。

次の14ページ、3款1項3目老人福祉費16万7,000円の追加は、同じく桂寿苑分。

次の15ページ、2項3目児童福祉施設費29万6,000円の追加は、学童保育所分。

4目子育て支援費12万円の追加は、子育て支援センター分、5目土師保育所費は28万6,000円の追加、同様の計上でございます。

次に16ページ、4款1項4目健康づくり推進費は1,258万9,000円の追加、出産・子育て応援交付金交付事業費の追加計上でございます。

次に17ページ、10款2項1目学校管理費は226万4,000円の追加、電気供給契約の変更に伴う電気料金の追加計上で、桂川小学校分の計上。

次に18ページ、3項1目学校管理費56万5,000円の追加は、同じく桂川東小学校分。

次の19ページ、4項1目学校管理費113万円の追加は、桂川中学校分。

次の20ページ、6項1目共同調理場費は23万6,000円の追加。

次の21ページ、7項5目住民センター費は112万1,000円の追加、6目王塚装飾古墳館費は109万2,000円の追加、7目図書館費は104万9,000円の追加、いずれも同様の計上でございます。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対して、質疑ありませんか。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） すみません。今の補正予算書の16ページ、4款1項4目12節委託料は154万円ですか、上がっていますけれど、この説明のところには健康管理システム改修委託料と書いてございます。この健康管理システムとは、どんなことをするのでしょうか。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○健康福祉課長（川野 寛明君） 健康管理システムにつきましては、子育て応援給付金ですね、支給決定をするに当たりまして、対象の方を抽出したりとか、申請書の打ち出しとかですね、交付決定の通知、そういったものをですね、健康管理システムのほうで出力するような形で改修を進めておるんですが、まだ3月までまだ間に合いませんので、今回繰越明許ということでさせていただき準備をしているところでございます。

○議長（林 英明君） よろしいですか。柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） すみません。聞き漏らしているか分からないので、出産・子育て応援交付金についてですが、人数を教えてください。

それから、土師保育所の光熱費が上がっています。そうだろうと思います。では、私立の保育所についてはどうなるのかなど。国からあっているのかな、県からあっているのかな、それとも何らかの形があるのかな、それともないのか、教えてください。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○健康福祉課長（川野 寛明君） 出産・子育て応援交付金の人数ということでございますが、予算の計上につきましては、出産時の応援ギフトとして130件、子育ての応援ギフトにつきまして90件の予算、計1,100万で計上させていただいております。

○議長（林 英明君） 江藤課長。

○子育て支援課長（江藤 栄次君） 御質問にお答えします。

私立保育所ですね、電気代高騰につきましては、県のほうからですね、追加の補助金の交付があるということで聞いておるところでございます。

○議長（林 英明君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これより討論を行います。討論ありませんか。吉川君。吉川君、どうぞ。

○議員（6番 吉川紀代子君） すみません。私は、令和4年度一般会計補正予算に反対の立場で討論に参加いたします。

この補正予算書には、電力供給契約の変更に伴う電気料金の追加計上で、九州電力から昨年12月、一方的に電力供給契約を切られ、九州電力傘下である九州電力送配電株式会社と契約をすることになった。その移行することにより、請求額が2倍から3倍上がる。それで、今回補正を組んだという説明を受けました。

当方に何の落ち度もないのに、一方的に供給拒否の根拠と道理がありません。本来住民のために使うべきお金が2倍、3倍に膨れ上がった電気代に消えてしまいます。このことは住民の目線から、決して看過できることではないと私は思います。

よって、私は、この案件に反対をいたします。

○議長（林 英明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで討論を終わります。

反対討論がありますので、これより承認第1号を採決します。

起立により採決いたします。本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 英明君） 起立多数であります。したがって、承認第1号令和4年度桂川町一般会計補正予算（専決第5号）の専決処分の承認を求める件については、承認することに決定しました。

日程第9. 承認第2号

○議長（林 英明君） 承認第2号令和4年度桂川町水道事業会計補正予算（専決第2号）の専決処分の承認を求める件についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。山本水道課長。

○水道課長（山本 博君） 承認第2号につきまして御説明申し上げます。

議案書10ページをお開きください。

本議案は、令和4年度桂川町水道事業会計補正予算（専決第2号）でございます。

提案理由は、水道事業会計予算の補正に当たり、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年2月1日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

内容につきましては、予算書フォルダー内の②令和4年度水道事業会計2月専決予算書にて御説明いたします。

予算書の2ページをお開きください。

第2条は、当初予算の第3条で定めました収益的収入及び支出のうち支出におきまして、水道事業費用を7,000円増額し、補正後の額を2億1,845万7,000円に定めようとするものでございます。

第3条では、令和5年度からの円滑な水道料金のコンビニ・スマホ納付を行うため、本番環境での事前テストを実施する必要が生じました。この場合、令和5年3月1日から令和6年3月31日の年度をまたぐ契約を結びますことから、コンビニエンスストア等収納事務委託手数料につきまして、期間を令和4年度から令和5年度まで、限度額を収納事務基本料及び事務委託手数料として、収納件数1件につき58円を乗じて得た額との合計額に消費税分を加算した額（1円未満切捨て）に設定するものです。

5ページをお開きください。

収益的収入及び支出についてです。

1款1項4目総係費の7,000円の増額は、コンビニ・スマホ等収納事務委託手数料によるものです。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上は承認賜りますようお願いいたしまして、提案説明とさせていただきます。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対して、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより承認第2号を採決します。

お諮りします。本件は承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、承認第2号令和4年度桂川町水道事業会計補正予算（専決第2号）の専決処分の承認を求める件については、承認することに決定しました。

日程第10. 議案第1号

○議長（林 英明君） 議案第1号嘉飯圏域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。小平企画財政課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 議案書11ページ、議案第1号嘉飯圏域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について御説明いたします。

提案理由といたしまして、飯塚市との間における定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結するに当たりまして、定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

平成30年3月に飯塚市と定住自立圏形成協定を締結、同年8月に嘉飯圏域定住自立圏共生ビジョンを策定し、各種連携事業に取り組んでまいりましたが、現行の共生ビジョンが今年度末で5年間の計画期間を終了しますことから、来年度からの第2次共生ビジョンの策定に向けて作業を進めてまいりました。

この中で現行ビジョンからの大きな変更点といたしまして、体育施設の相互利用を新規に連携事業に加え、最終案を調整したところでございます。

現在の協定書は、条文形式の部分と連携事業の概要を記載しました別表により構成されておりまして、このたびの変更協定の締結では、前者の条文形式の部分に変更はございませんが、先ほど申しました第2次共生ビジョンの連携事業を一部変更することに伴いまして、後者の別表に関

しまして、変更点を列挙するものでございます。

具体的には、16ページからの新旧対照表にて御説明いたします。

まず、別表第1のア、医療につきましては、連携事業の内容そのものの変更ではなく、文章を一部整理することにより、読みやすく意味が伝わりやすいようにするものでございます。

次に、オ、スポーツ振興につきましては、新たな連携事業を追加するものでございます。第2次共生ビジョンの計画期間中に、各市町の住民が圏域内の体育施設を相互に、より利用しやすくなるための仕組みづくりについて協議・調整していくという内容になっております。

次のカ、産業振興以降につきましては、一部文言の整理や共生ビジョン期間中の取組の成果を反映した記載に改めるものでございます。

なお、2市1町の議会において議案が可決されましたら、飯塚市と嘉麻市、飯塚市と桂川町でそれぞれ変更協定を締結いたします。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第1号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

日程第11. 議案第2号

○議長（林 英明君） 議案第2号町道路線の変更、廃止及び認定についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。原中建設事業課長。

○建設事業課長（原中 康君） 議案第2号町道路線の変更、廃止及び認定について御説明いたします。

議案書19ページをお開きください。

道路法第10条第3項及び第8条第2項の規定により、次のとおり町道路線を変更、廃止、認定しようとするものです。

1、変更する路線は土居・笹尾線です。新旧路線の起点、終点の位置は、記載のとおりでございます。

2、廃止する路線、廃止する路線名はコノマ4号線、飯塚牟田・コノマ線、山淵・笹尾線の3路線です。起点、終点の位置は、記載のとおりでございます。

20ページをお開きください。

3、認定する路線、新たに認定する路線は山淵・又ヶ鼻線、飯塚牟田・笹尾線の2路線です。

起点、終点の位置は、記載のとおりでございます。

提案理由につきましては、県道豆田稲築線道路改良工事、土師工区の完成に伴い、令和5年4月1日より県道に移管する町道区間について、同路線の始点位置の変更及び路線の廃止、また県道移管により分割された町道区間を引き続き道路法上の道路として路線を認定するため、道路法第10条第3項及び第8条第2項の規定により、町議会の議決を求めるものであります。

21ページをお開きください。

変更する路線であります土居・笹尾線ですが、県道移管になります桂川町役場交差点から桂川町武道場が隣接する三差路までの区間101.2mを町道区間から減じる変更を行うもので、変更後の路線延長は2,360.2mとなります。

なお、終点位置には変更はございません。

22ページをお開きください。

廃止する路線であります。コノマ4号線、飯塚牟田・コノマ線、山淵・笹尾線の3路線です。

山淵・笹尾線については、又手交差点から飯塚牟田・コノマ線との三差路までの一部区間しか県道になりませんが、現在の山淵・笹尾線が飯塚市側と嘉麻市側に分断されるため、一旦全区間を廃止し、町道として継続して管理しなければならない2つの区間をそれぞれ新たに町道認定するものです。

23ページをお開きください。

先ほどの説明のとおり、分断のため新たに認定する山淵・又ヶ鼻線、飯塚牟田・笹尾線の2路線です。この2路線の間の区間634.2mについては、県道管理となるものです。

以上、簡略な説明でございますが、説明を終わります。御審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第2号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

日程第12. 議案第3号

○議長（林 英明君） 議案第3号桂川町犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。横山総務課長。

○総務課長（横山 由枝君） 議案書24ページをお願いいたします。

議案第3号桂川町犯罪被害者等支援条例の制定について御説明申し上げます。

提案理由でございますが、犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等の支援に関し基本となる事項を定めるため、桂川町犯罪被害者等支援条例を制定する必要性が生じたので、議会の議決をお願いするものでございます。

次の25ページから27ページにかけて条例案を掲載しております。

議案書25ページをお願いいたします。

本条例について御説明いたします。

犯罪等の被害により被害を受けられた方及びその家族や遺族は、生命や身体への危害といった直接被害、周囲からの誹謗中傷等の二次被害、加害者からの再被害の恐怖にさらされております。

犯罪被害者等が受けた被害を軽減・回復し、生活の再構築を図るとともに、犯罪被害者等を社会全体で支えるため、基本理念や町及び町民等の責務、必要な支援等を条例として定め、犯罪被害者等が個人として尊厳され、必要な支援が途切れることがないように提供し、町民誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指すこととしております。

この条例は、令和5年4月1日から施行するとしております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 6条2項ですが、窓口を設置するとありますが、どこに設置される予定ですか。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） この条例に関しましては、基本的理念の推進といたしまして、総務課が窓口となり、実質的な相談支援等の窓口は、健康福祉課ということで考えておりますので、両方の窓口で、両方の2課にまたがって支援窓口をするような形で考えております。

○議長（林 英明君） ほかにありませんか。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 私も、窓口のことを聞こうと思いましたが、今柴田議員が質問されましたので、この質問はいたしません。だから、あと2点ほど質問させていただきます。

この説明を読みましたときに、第7条に見舞金のことをうたっております。この見舞金の条例要約といえますか、何かそんなものはどこに要約というものをつくれるのか。

それから、第9条では居住のことをうたっております。町営住宅の入居における特別の配慮、その他の必要な支援を行うと書いてありますが、このその他の必要な支援とはどのようなものか、具体的にお願いします。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 見舞金に関しましては、別途健康福祉課のほうで法的な規則等を制定するような形で、今準備を進めております。

町営住宅の入居に関しましては、犯罪被害者等の方が住んでいた住居に居住し続けることが困難となった場合や、加害者が犯罪被害者等の住宅を認知していることで再被害が想定される場合には、町営住宅に入居を進めることがあります。その際に審査を簡略化する、そういうふうなものが必要な支援ということで考えております。

また、その他状況によって支援等は変わってくるかと思っておりますが、現在のところでは、このように考えております。

○議長（林 英明君） ほかにありませんか。原中君。

○議員（9番 原中 政廣君） 相談体制ですけれども、相談体制つくっていただくということはですね、ありがたいと思います。その中で職員等ですね、その中に入った場合、専門性、専門的知識とかね、そういったことは本当に重要だろうと思うんですね。形だけじゃなくして、いろんなものと合わせながらね、いろんな問題あると思いますけれども、その中で専門性を持った職員さん、それはどのような形で確保されますか。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 今御質問がありましたとおり、PTSDも含めて専門的な支援が必要になる場合があるかと考えております。その際には、現在健康福祉課にいます、専門的な職種であります保健師等を中心に、専門機関につなぐ、またはそこで相談を受け付けて適切に支援をしていく、そのようなふうな形で考えております。

○議長（林 英明君） 原中君。

○議員（9番 原中 政廣君） 特にですね、こうした研修関係にね、そういった部門の研修関係、しっかりですね、職員を配置してですね、本当にね、すばらしい体制ができるようにですね、お願いしたいと思います。

○議長（林 英明君） ほかにありませんか。大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 第12条に民間の団体に対する支援と書いてありますけれども、来年度予算は、もう新年度あつてますからですね、早急にもしてできれば支援するところを調査していただいてですね、早くしていただきたいと思うんですけど、計画というか、そんなところがあるというような情報はお持ちでしょうか。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 現時点では、支援を希望している民間団体については、把握はしておりません。今後、お声等がありましたら、支援等ができるような形で体制は整えてまいりたい

と思っております。

○議長（林 英明君） よろしいですか。

○議員（5番 大塚 和佳君） はい。

○議長（林 英明君） ただいま議題となっております議案第3号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

日程第13. 議案第4号

○議長（林 英明君） 議案第4号桂川町個人情報保護法施行条例の制定についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 議案書の28ページをお願いいたします。

議案第4号桂川町個人情報保護法施行条例の制定について御説明申し上げます。

提案の理由でございますが、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、同法を施行するために必要事項を定めるとともに、個人情報の適切な取扱いを確保し、個人情報を保護するため、桂川町個人情報保護法施行条例を制定する必要性が生じたので、議会の議決をお願いするものでございます。

次の29ページから32ページにかけて、条例案を掲載しております。

議案書29ページをお願いいたします。

本条例について御説明いたします。

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、国の行政機関、独立行政法人、民間事業者及び地方公共団体等において、これまで別々の法律、条例によって運用されてきた個人情報の取扱いが、同一の法の規律によって取り扱われるようになります。

また、地方公共団体は、個人情報の保護に関する法律の許容範囲内において、条例で必要な事項を規定するようになりましたので、本町で適切に個人情報を管理していくため、本条例を制定いたしました。

附則でございますが、第1条で、令和5年4月1日から施行するとし、第2条で、現行の桂川町個人情報保護条例と桂川町特定個人情報保護条例は廃止するとしております。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第4号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

日程第14. 議案第5号

○議長（林 英明君） 議案第5号桂川町情報公開条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。横山総務課長。

○総務課長（横山 由枝君） 議案書33ページをお願いいたします。

議案第5号桂川町情報公開条例等の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

改正の理由でございますが、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、関係条例の規定の整備を行うため、複数の条例の一部改正を行う必要が生じたので、議会の議決をお願いするものでございます。

次の34ページから35ページにかけて条例案、36ページから38ページにかけて新旧対照表を掲載しております。

議案書34ページをお願いいたします。

主な改正内容について御説明いたします。

先ほど御説明いたしました議案第4号にて、桂川町個人情報保護法施行条例を制定し、現行の桂川町個人情報保護条例と桂川町特定個人情報保護条例を廃止したことに伴い、桂川町情報公開条例、桂川町情報公開・個人情報保護審査会設置条例、桂川町自治基本条例、桂川町債権管理条例の4条例の条文の整理を行うものです。

各条例は、令和5年4月1日から施行するとしております。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第5号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

日程第15. 議案第6号

○議長（林 英明君） 議案第6号桂川町消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。横山総務課長。

○総務課長（横山 由枝君） 議案書39ページをお願いいたします。

議案第6号桂川町消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

改正の理由でございますが、桂川町消防団員の処遇改善を図るため、桂川町消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する必要が生じたので、議会の議決をお願いするものでございます。

次の40ページから41ページにかけて条例案、42ページから43ページにかけて新旧対照表を掲載しております。

議案書40ページをお願いいたします。

主な改正内容について御説明いたします。

令和3年4月13日付で消防団の処遇改善を推進するために発出された消防庁長官通知の非常勤消防団員の報酬等の基準に基づき報酬額等の改定を行うための条例改正でございます。

主な改正内容は2点ございます。

1点目は、年額報酬とは別に出勤報酬を創設し、年額報酬は国の基準に合わせて改正するため、自動車運転手、ポンプ係等の報酬は廃止すること、2点目は、費用弁償は、地域の実情に応じて各市町村において定めるという基準に基づき、桂川町の費用弁償に合わせて支給することでございます。

また、補足になりますが、令和5年度より報酬等の支払いは、各団員の個人口座への支払いとなります。

この条例は、令和5年4月1日から施行するとしております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。原中君。

○議員（9番 原中 政廣君） お尋ねします。これはですね、前回、今ですね、林議長が一般質問の中でですね、された分のですね、改正であると思えますけれども、その中でこれ恐らく総務省の関係だと思えるんですけどね。これで総務省自体が早くから指導を出してあると思えるんですけどね。もう相当期間、遅れておるんですけどね、それについては、どういう認識を持ってありますか。

基準がもともとから早く変えなさいということできて、今回こういう形、例えば飯塚市あたりが先に先行してですね、走り出したということと、嘉麻市あたりも動き始めたということなんですけども、そうした中で桂川が追随すると、一緒に話し合っするということなんだろうと思

ますけれども、そうしたところで、早くから変えとかな、基本的には変えとくべきだったんだろうと思います。そうした関係をですね、いつごろから、総務省あたりからですね、そういう指導があってましたか。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 先ほど御説明いたしましたとおり、令和3年4月13日付で消防庁の長官通知を受け取っております。その後、2市1町で協議を重ねまして、今回の3月議会で2市1町、一斉に上程をするような形で準備を進めてまいりました。

消防庁長官の通知と同時にできなかったことにつきましては、協議等にちょっと時間をかかったということで、御理解をいただけたらと思っております。

○議長（林 英明君） 原中政廣君。

○議員（9番 原中 政廣君） 分かりました。しかし、その前にですね、前の段階で指導等は、この基準ですね、にはありませんでした。令和3年度に通知があったということ、その以前はありませんでした、基準的なもの。私はあったように認識しているんですけども、その前はですね、恐らく総務委員の中で審議しておられると思いますので、確認をしていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（林 英明君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 同じ質問で、僕はもっと端的に、何で遅れたんというのが気になりまして、新聞とか見てたら、かなり早く行っているところが多いんですよ。何で桂川、こんなに遅れてるんというのが聞きたかったんですが、これも総務で深掘りしていただくようお願いします。

○議長（林 英明君） 回答いいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） ただいま議題となっております議案第6号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は1時からお願いいたします。

午後0時03分休憩

午後1時00分再開

○議長（林 英明君） 会議を始めます。

日程第16. 議案第7号

○議長（林 英明君） 議案第7号桂川町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制

定についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。横山総務課長。

○総務課長（横山 由枝君） 議案書44ページをお願いいたします。

議案第7号桂川町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

改正の理由でございますが、職員の定年年齢の引上げに伴い、関係規定を整備するため、桂川町職員の定年等に関する条例の一部を改正する必要性が生じたので、議会の議決をお願いするものでございます。

次の45ページから56ページにかけて条例案、57ページから63ページにかけて新旧対照表を掲載しております。

議案書45ページをお願いいたします。

主な改正内容は4点ございます。

1点目は、職員の定年を令和5年度から令和13年度までにかけて、段階的に2年で1歳引き上げ65歳までとすること。

2点目は、管理監督職として勤務できる上限年齢を60歳とする役職定年制度を導入すること。

3点目は、60歳以後に退職した職員は、本人の意向を踏まえ、短時間勤務の職に採用できる定年前再任用短時間勤務制を導入すること。

4点目は、60歳以後の任用、給与等に関する情報を提供し、60歳以後の勤務の意思を確認するため、情報提供・意思確認制度を導入することでございます。

この条例は、令和5年4月1日から施行するとしております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。御審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題になっております議案第7号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

日程第17. 議案第8号

○議長（林 英明君） 議案第8号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。横山総務課長。

○総務課長（横山 由枝君） 議案書64ページをお願いいたします。

議案第8号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について御説明申し上げます。

改正の理由でございますが、地方公務員法の一部を改正する法律の制定を踏まえ、桂川町職員の定年を引き上げるとともに、関係条例の規定の整備を行うため、複数の条例の一部を改正する必要が生じたので、議会の議決をお願いするものでございます。

次の65ページから71ページにかけて条例案、72ページから83ページにかけて新旧対照表を掲載しております。

議案書65ページをお願いいたします。

主な改正点は3つございます。

1点目は、60歳を超える職員の給料月額、60歳到達時の給料月額の7割水準に設定すること。

2点目は、退職手当は定年引上げに伴い、61歳となる年度以後に給料が7割水準となっても、減額前の給料月額を基礎に計算するピーク時特例を適用すること。

3点目は、再任用制度の廃止及び定年前再任用短時間勤務制の導入に伴い、必要な規定の整理を行うことでございます。

改正する条例につきましては、桂川町職員定数条例では、定年前再任用短時間勤務職員を定数から除く規定の整理を行います。

桂川町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例では、定年引上げに伴う給料月額7割水準とする降給が必要となってくるため、降給についての規定の整理を行います。

桂川町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例では、懲戒処分後の給料の減給について、処分発令後に給料月額が変動した場合の取扱いの規定の整理を行います。

桂川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例では、定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間、勤務時間の割り振り、週休日、年次有給休暇等についての規定の整理を行います。

桂川町職員の育児休業等に関する条例では、育児休業及び育児短時間勤務をすることができない職員に、特例で管理監督職を延長された職員を追加するなどの規定の整理を行います。

桂川町職員の給与に関する条例では、定年前再任用短時間勤務職員の給与、60歳以降の給与等を規定するほか、文言の整理を行います。

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例では、文言の整理を行います。

これらの条例は、令和5年4月1日から施行するとしております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。御審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 最初のところでですね、桂川町職員定数条例の一部改正ということで、私は桂川町の職員さんですね、定数が変わるのかなと思って読んでたんですけど、よく分からないんですよ。これは、正職員じゃなくて、短期勤務職員ということは、会計任用職員のことを言っているんですか。正職員じゃないんですね。職員を減らすとか、そういうことじゃないですね。ずっと文言読んでたら、そういうことを書いてないみたいなんですけど、正職員を減らすとか、定数を減らすとか、そういうことではないんですね。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 定数については何も当たっておりませんので、今回の条例改正で定数が減ることはございません。

○議長（林 英明君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。下川君。

○議員（2番 下川 康弘君） すみません。ちょっと教えてください。今、60歳以上は給料70%になるというのがありましたが、これは地方公務員は、国の施策でそういう70%という数字は出てきたんですかね。それだけです。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 給与7割水準の根拠といたしましては、国家公務員が7割になります。地方公務員につきましては、国家公務員の取扱いを考慮して決定するという、均衡の原則に基づいて、今回も国家公務員に合わせて7割水準ということでさせていただいております。

○議長（林 英明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） ただいま議題となっております議案第8号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

日程第18. 議案第9号

○議長（林 英明君） 議案第9号桂川町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。原中建設事業課長。

○建設事業課長（原中 康君） 議案第9号桂川町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書84ページをお開きください。

本件につきましては、昨年12月に完成しました町営二反田団地B棟建設工事の完了に伴い、

桂川町営住宅条例第3条第2項に示します、町営住宅の名称等について、当施設を追加するものです。

次の85ページをお開きください。

85ページの桂川町営住宅条例の一部を改正する条例については、次の86ページの新旧対照表にて説明いたします。

新旧対照表に表記しております桂川町営住宅条例第40条中第11条を第12条に改めるというものは、政令であります公営住宅法施行令の改正に伴い、条番号の繰り下がりを変えたものでございます。

次に、中段に表記しております別表第1の町営住宅の左側、新表に記載しております名称二反田団地A棟、建設年度、平成30年度、種別、同上の表記は、公営住宅の繰り返しの表現でございます。

続きまして、構造、鉄筋コンクリート造耐火6階建て、73.8㎡に、今回これに追加しまして、その下段に表記しております二反田団地B棟、令和4年度、同上、同上、54.43㎡と表記しておりますのは、2DKタイプの住居の追加でございます。

その下の二反田団地B棟、令和4年度、同上、同上、73.8㎡は、3DKタイプの住居の追加でございます。

さらに、下段の共同施設は駐車場の追加を示しており、二反田団地B棟、令和4年度の横の同上は、種別が駐車場であることの繰り返しを表現しております。

その次の同上は、構造がアスファルト舗装平面の繰り返しの表現でございます。

その横の1,317㎡は、舗装の敷地面積を示しており、これを追加しております。

以上、簡略な説明でございますが、説明を終わります。御審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） すみません。今気づいたんですけどね、今回、新旧対照表で、新でB棟に関しましては2DKと3DK、そして駐車場というふうに書いてございますけれど、A棟に関して書いてないんですけど、何で書かないんですか。あるんでしょう。ないんですかね。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） A棟につきましてはですね、表記の上段に略と書いてありますけれども、この中に表記しています。なので、一番つながりの部分になりますところだけですね、表記して、上段はずっとですね、何十行という長い表記がありますので、そこはちょっと略という形で省略をさせていただいております。議案のですね、表記上。なので、駐車場もありますし、

2DK、3DKという名称及び床面積の表記は、条例上はございます。

○議長（林 英明君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 別のところに書いてあるちゅうことですね。すみません。後でまた詳しく教えてください。

○議長（林 英明君） よろしいですか。ただいま議題となっております議案第9号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

日程第19. 議案第10号

○議長（林 英明君） 議案第10号桂川町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。秦税務課長。

○税務課長（秦 俊一君） まず初めに、議案の件名について御説明申し上げます。

ただいまから御説明いたします議案第10号については、桂川町税条例のほか、4条例の一部改正も含まれておることから、税条例等と表現するものでございます。

それでは、議案書87ページをお願いいたします。

議案第10号について御説明申し上げます。

本議案は、桂川町税条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

改正の理由といたしまして、納税者の収納の利便性及び督促手数料徴収事務に関わる経費削減に伴い、督促手数料を廃止するものとし、関係規定を整理した結果、桂川町税条例等の一部を改正する必要が生じたため、この条例案を提出するものでございます。

内容説明の前に、督促手数料の概要について申し上げます。

町民税を例に説明しますと、地方税法により、納税者が納期限までに町民税を完納しない場合は、納期後20日以内に督促状を発送しなければならないとあります。

また、同じく地方税法により督促状を発したときは、自治体の条例の定めにより、督促料の徴収をすることができるとされており、各自治体の裁量に委ねられております。

桂川町税条例において、現在1通当たり100円の督促手数料を徴収しています。

以上のことを踏まえまして、改正の内容について御説明申し上げます。

改正内容については88ページから89ページ、新旧対照表を90ページから92ページに記載しております。

議案書の88ページをお願いいたします。

改正内容について御説明申し上げます。

税制改正により、令和5年度課税分から地方税の一部について、地方税統一QRコードの導入

が義務化され、納付書にQRコードが記載されることに伴い、地方公共団体及び金融機関の収納業務の効率化・電子化を進めることとしており、督促手数料に関しては、別途納付書を発送することになり、事務負担及び経費を要することになります。

また、本町におきましても、同時期にバーコードによるコンビニ・スマホ収納も可能となること、ほかの手数料についても、金融機関において納付書に督促手数料を加筆して徴収する取扱いができなくなり、その都度、督促手数料加算の有無確認や別途督促手数料の納付書を発送することになります。

窓口業務の負担軽減や費用対効果を含め、納税者の利便性向上を図ることから、関係条例を整備し、督促手数料を廃止するものです。

以上の理由により、改正内容が全て同じであることから、第1条においては、桂川町税条例、第2条においては、桂川町行政財産使用料条例、第3条においては、桂川町道路、河川並びに町有土地占使用料徴収条例、第4条においては、桂川町後期高齢者医療に関する条例、第5条においては、桂川町水道事業給水条例の5つの条例を一括して一部改正するものでございます。

なお、督促状の発送及び延滞金の徴収については、地方税法の規定により、引き続き実施いたします。

附則といたしまして、この条例は、令和5年4月1日から施行するものです。

経過措置として、施行前に発送した督促状に関わる督促手数料については、従前の例としております。

以上、簡略ではございますが、説明を終わります。御審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（林 英明君） ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 2点ほど質問させていただきます。

まず、課長にいろいろと説明を求めたときに、飯塚市は9月議会でこれを可決しているということでした。それで、先ほどからもほかの議案で上がっておりますけれど、なぜ桂川町は今回3月まで遅れたのか、その遅れた理由。

さらに、この表を見てみますと、この督促手数料が廃止になるわけなんですけれど、表のところに督促手数料1通につき100円と書いてございます。そして、その下には何か交付手数料、交付手数料というのは残るわけでしょ。督促手数料がなくなるというふうに理解していますけど、これを見る限りは、何かよく分からないんですけど、これの見方を教えてください。

○議長（林 英明君） 秦課長。

○税務課長（秦 俊一君） 御質問にお答えいたします。

まず1点目の遅れたのではないかという御質問ですけども、これが4月1日からですね、金融

機関等の業務効率化ということを目指しておりまして、別に私どもとしては遅れたわけでもなく、順当に上程したものと考えております。

2点目のですね、水道の給水条例の評価と思いますけど、この部分については、別に変更はいたしておりません。その横のですね、3、4、5という数字があります。これが繰り上がるものでございます。

3が督促手数料と今はなっていますが、その分が削除されますので、その分の意味合いも含めてですね、一緒に明記しているわけでありまして、特段、ここが変更するわけではございません。

以上になります。

○議長（林 英明君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） おっしゃっていることが私、よく理解できないんですけどね。これを見てみますと、督促手数料というのは100円、1通につき100円もらうというふうに私、見たんですよ。でも、これの改正するのは督促手数料がなくなるんだというふうに説明受けたんですけど、なくなるんだったら、ここ何で書いたのかなと思って、そこがよく分からないんですけど、また後で説明を求めに行きますので、そのときによおと分かるように説明してください。

○議長（林 英明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） ただいま議題となっております議案第10号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

日程第20. 議案第11号

○議長（林 英明君） 議案第11号桂川町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。秦税務課長。

○税務課長（秦 俊一君） 議案書93ページお願いいたします。

議案第11号について御説明申し上げます。

本議案は、桂川町税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

改正の理由といたしまして、県税である普通自動車の自動車税種別割の納期と、本町の軽自動車税種別割の納期が異なっており、納税者が誤解を招くため、県税と納期を合わせることで、納税者に分かりやすく、納付しやすい環境を整えるため、桂川町税条例の一部を改正する必要が生じたため、この条例案を提出するものでございます。

改正内容については94ページ、新旧対照表は95ページに記載しております。

議案書の94ページをお願いいたします。

内容について御説明申し上げます。

県税である普通自動車税の納期が5月31日までとなっており、本町の軽自動車税の納期が5月30日であるために、県税と同時期までの納期と勘違いされる方が見受けられるため、県税と納期限を合わせることで、納税者に分かりやすく、納付しやすい環境に整えるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡略ではございますが、説明を終わります。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第11号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

日程第21. 議案第12号

○議長（林 英明君） 議案第12号桂川町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。永松保険環境課長。

○保険環境課長（永松 俊英君） 議案書の96ページをお願いいたします。

議案第12号桂川町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

改正理由でございますが、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたので、議会の議決をお願いするものでございます。

97ページをお願いいたします。

条例の改正内容について御説明申し上げます。

条例第2条につきましては、第1号中のアからエのうちイとエの文末の「該当するもの」の平仮名の「もの」を漢字の「者」に改め、表記を統一するものでございます。

また、同条第2号の文末、「監護するもの」も同様に、平仮名の「もの」を漢字の「者」に改めるものでございます。

次に、第14条第1項中、「のぞみの園が設置する施設」の次に、「老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホーム、介護保険法第8条第11項に規定する特定施設、同条第25項に規定する介護保険施設」を加え、「入所」を「入所等」に改め、同条第2項中、「同法第6条の2の2第1項第3号」を「同条第2項」に改めるものでございます。

附則でございますが、この条例は、令和5年4月1日から施行いたします。

なお、詳細につきましては、新旧対照表を御参照いただければと思います。

以上、簡略ではございますが、説明を終わらせていただきます。御審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第12号は、会期中、文教厚生委員会に付託いたします。

日程第22. 議案第13号

○議長（林 英明君） 議案第13号桂川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。永松保険環境課長。

○保険環境課長（永松 俊英君） 議案書の100ページをお願いいたします。

議案第13号桂川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

改正理由でございますが、健康保険法施行令及び関係法令等の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたので、議会の議決をお願いするものでございます。

101ページをお願いいたします。

条例の改正内容について御説明申し上げます。

第5条第1項中、「40万8,000円」を「48万8,000円」に改めるものでございます。

附則でございますが、この条例は、令和5年4月1日から施行し、施行日前に出産した被保険者の出産育児一時金の額については、従前の例によるものでございます。

なお、詳細につきましては、102ページの新旧対照表を御参照ください。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。御審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

んか。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） すみません。お尋ねします。

新聞等で読んだときに、この出産一時金というのは、従来42万円であったものが50万円になるというふうに私は読んだと思うんですよ。記憶してるんですよ。ここで初めてですね、40万8,000円が48万8,000円。確かに8万円の増額ということですけど、これは自治体によって、こういう一時金というものは決められるんですか。初めて気がつきました。私は42万円が50万になると思った。自治体によって、いろいろこの出産一時金というのは違うんですか。

○議長（林 英明君） 永松課長。

○保険環境課長（永松 俊英君） 今回改正させていただきます40万8,000円につきましては、これに加えてですね、産科医療の保険代を含めましたのが、今1万2,000円合わせて支給しておりますので、この40万8,000円に1万2,000円を足していただければ42万円になると思います。そして、48万8,000円に1万2,000円を足していただければ50万円になるという形になります。

改正の部分のところの金額が、一部改正ですので、全体がちょっと見えにくいんですが、これ総額で言えば42万円が50万円になるというものでございます。

○議長（林 英明君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） すみません。この1万2,000円というのがよく分からなかったんですけど、別枠で別に出るんですね。そうですか。はい、分かりました。

○議長（林 英明君） よろしいですか。ただいま議題となっております議案第13号は、会期中、文教厚生委員会に付託いたします。

日程第23. 議案第14号

○議長（林 英明君） 議案第14号桂川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。江藤子育て支援課長。

○子育て支援課長（江藤 栄次君） 議案書103ページお願いいたします。

議案第14号桂川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案提出の理由でございますが、1点目、厚生労働省令第159号、167号、175号の公布・施行に伴います保育所等施設の安全計画の策定、子供のバス送迎時の安全徹底の追加規定、2点目、民法等の一部を改正する法律、令和4年法律第102号の施行に伴います、児童の人格

を尊重し、年齢、発達のプロセスを考慮し、かつ、体罰その他児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない旨の追加規定及び親権者の懲戒権に係る規定の削除に合わせた保育所施設等における懲戒に係る権限条項の削除が行われたことにより、本条例の一部を改正する必要が生じたので、議会の議決を求めるものでございます。

議案書104ページお願いいたします。

改正内容につきまして御説明いたします。

第7条の次に次の2条を加えます。第7条の2、事業者に対しまして利用乳幼児の安全確保を図るための安全計画の策定及び職員に対する周知、研修実施及び保護者に対して安全計画の周知を講じなければならないことを規定。

第7条の3、利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときには、乗車及び降車の際、点呼その他利用乳幼児の所在を確実に把握できる方法を講じなければならないとし、見落とし防止ブザー等を設置することを規定いたしております。

議案書105ページお願いいたします。

第13条につきましては、民法等の改正において児童虐待の防止、体罰等によらない子育ての推進を図る観点からの民法における親権者の懲戒権規定の削除に合わせた削除を行っております。

第14条第2項では、感染症や食中毒対策等の衛生管理につきまして、職員に対し研修・訓練の定期的な実施を規定いたしております。

附則といたしまして、本条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

ただし、民法改正に伴う第13条の改正規定につきましては、公布の日から施行するものでございます。

附則、第2条におきまして、第7条の3第2項、自動車を運行する場合の所在の確認の適用、利用乳幼児の見落とし防止のブザー等の装置の設置につきましては、設置困難な事情がある場合には、それに代わる確認措置を講じることを条件に、令和6年3月31日までの間、経過措置を設けられております。

議案書106ページから108ページに、新旧対照表を記載しておりますので、御参照ください。

以上、簡略な説明ではございますが、御審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第14号は、会期中、文教厚生委員会に付託いたします。

日程第24. 議案第15号

○議長（林 英明君） 議案第15号桂川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。江藤子育て支援課長。

○子育て支援課長（江藤 栄次君） 議案書109ページお願いいたします。

議案第15号桂川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案提出の理由でございますが、安全計画を義務づける厚生労働省令第159号及びバス送迎の安全管理規定を加える厚生労働省令第175号の公布を受け、本条例の一部を改正する必要性が生じたので、議会の議決を求めるものでございます。

議案書110ページをお願いいたします。

改正内容につきまして御説明いたします。

第6条の次に次の2条を加えます。

第6条の2、利用児童の安全確保を図るための安全計画の策定及び職員に対する周知、研修の実施並びに保護者に対して安全計画の周知を規定。

第6条の3、利用児童の事業所外での活動時に自動車を運行するときには、乗車及び降車の際、点呼その他利用児童の所在を確実に把握できる方法を講じなければならないと規定しております。

第12条の次に第12条の2、感染症対策、非常災害時に継続して支援を実施するために、業務継続計画の策定及び職員に対する周知、研修の実施並びに保護者に対して業務継続計画の周知を規定。

議案書111ページをお願いいたします。

第12条の3、定期的な業務継続計画の見直し、変更の実施及び感染症や食中毒対策の衛生管理につきまして、職員に対し研修、訓練の定期的な実施を規定しております。

附則としまして、本条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

附則、第2条におきましては、第6条の2、業務継続計画の適用につきましては、令和6年3月31日までの間、努力義務とする経過措置を設けております。

議案書112ページから113ページに新旧対照表を記載しておりますので、御参照ください。

以上、簡略な説明ではございますが、御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第15号は、会期中、文教厚生委員会に付託いたします。

日程第25. 議案第16号

○議長（林 英明君） 議案第16号桂川町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。江藤子育て支援課長。

○子育て支援課長（江藤 栄次君） 議案書114ページをお願いいたします。

議案第16号桂川町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案提出の理由でございますが、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の公布を受け、本条例の一部を改正する必要が生じたので、議会の議決を求めるものでございます。

議案書115ページをお願いいたします。

改正内容につきまして御説明いたします。

第1条中、「第77条第1項」を「第72条第1項」に改めるものでございます。

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の公布を受け、子ども・子育て支援法中で子ども・子育て会議について定める第72条から76条までが削られ、第77条から87条が5条ずつ繰り上がった条ずれに伴う本条例の改正を行うものでございます。

附則としまして、本条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

議案書116ページに新旧対照表を記載しておりますので、御参照ください。

以上、簡略な説明ではございますが、御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第16号は、会期中、文教厚生委員会に付託いたします。

日程第26. 議案第17号

○議長（林 英明君） 議案第17号桂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。江藤子育て支援課長。

○子育て支援課長（江藤 栄次君） 議案書117ページをお願いいたします。

議案第17号桂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案提出の理由でございますが、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の公布を受け、本条例の一部を改正する必要が生じたので、議会の議決を求めるものでございます。

議案書118ページをお願いいたします。

改正内容につきまして御説明いたします。

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の公布を受け、子ども・子育て支援法中で、内閣総理大臣と厚生労働大臣の協議について定められている第19条第2項が削られ、第19条が1項のみの条となる、条ずれ及び懲戒権の削除に伴う本条例の改正を行うものでございます。

118ページ、119ページに記載しているとおり、関連する条項の削除による条、項の号数のずれ、削除の改正となります。

議案書120ページから129ページに新旧対照表を記載しておりますので、御参照ください。

附則としまして、本条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

ただし、民法改正に伴う第26条の改正規定につきましては、児童虐待防止、体罰等によらない子育ての推進を図る観点から、民法における親権者の懲戒権規定の削除に合わせた削除のため、公布の日から施行するものでございます。

以上、簡略な説明ではございますが、御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第17号は、会期中、文教厚生委員会に付託いたします。

ここで暫時休憩します。開始は2時から。

午後 1 時48分休憩

午後 1 時58分再開

○議長（林 英明君） では、会議を開きます。

日程第 2 7 . 議案第 1 8 号

○議長（林 英明君） 議案第 1 8 号令和 4 年度桂川町一般会計補正予算（第 5 号）についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。小平企画財政課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 議案書 1 3 0 ページ、議案第 1 8 号令和 4 年度桂川町一般会計補正予算（第 5 号）について御説明いたします。

本議案は、令和 4 年度一般会計予算を別紙のとおり補正したいので、地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定に基づき、本議会の決定に付しようとするものでございます。

内容につきましては、予算書フォルダー内のファイル③令和 4 年度一般会計 3 月補正予算書（第 5 号）で御説明いたします。

予算書の 2 ページをお開きください。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 7 2 0 万 8, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 1 億 5, 9 4 0 万円に定めようとするものでございます。

次に、5 ページをお開きください。第 2 表繰越明許費補正でございます。

2 款 3 項戸籍住民基本台帳費の戸籍システム構築事業 4 5 0 万円につきまして、全国的な取組ではありますが、想定以上の工程を要するものとなり、県内でも本町を含めまして複数の団体で、委託先の都合により作業が間に合わない旨の報告がありましたので、令和 5 年度に繰り越して実施するものでございます。

次に、8 ページをお開きください。歳入について御説明いたします。

1 1 款 1 項 1 目地方交付税は 6 9 6 万 9, 0 0 0 円の追加、普通交付金を財源調整により追加計上しております。

次に 9 ページ、1 5 款 1 項 1 目民生費国庫負担金は 5 9 4 万 9, 0 0 0 円の追加、障害者自立支援給付費国庫負担金の追加計上。

次の 1 0 ページ、2 項 3 目衛生費国庫補助金は 1 3 1 万 6, 0 0 0 円の追加、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金の追加計上でございます。

1 1 ページ、1 6 款 1 項 1 目民生費県負担金は 2 9 7 万 4, 0 0 0 円の追加、障害者自立支援給付費県負担金の追加計上でございます。

次の12ページから歳出でございます。

2款1項10目諸費は128万4,000円の追加、嘉麻市バスの利用増に伴いますコミュニティ交通利用補助金と赤字補填額の決定見込みによる西鉄バス路線運行補助金の追加計上でございます。

次に13ページ、3款1項2目障がい者福祉費1,189万8,000円の追加は、訓練等給付費の増に伴います障害者自立支援給付費の追加計上。

次の14ページ、2項1目児童福祉総務費94万7,000円の追加は、前年度子どものための教育・保育給付費国庫県負担金返還金の追加計上でございます。

15ページ、4款1項1目保健衛生総務費は27万6,000円の追加、診療報酬の減等に伴います飯塚休日夜間急患センター運営費負担金の追加計上。2目予防費は131万6,000円の追加、事業費確定による新型コロナワクチン小児集団接種事業負担金の追加計上。4目健康づくり推進費は148万7,000円の追加、前年度乳児家庭全戸訪問等事業費国庫補助金返還金ほか1件の追加計上でございます。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 歳出です。2款1項10目コミュニティ交通利用補助金ですが、これについてのまず内容の説明をお願いしたいです。

それから、そこと後の質問で絡むかどうかが分からないので、ここも併せてこの際聞いておきたいのは、町政報告で町長が言われたところの地域公共交通計画、これ会議なるものをして計画立てると思うんですが、これは町単独とするのか、嘉麻や飯塚と一緒にするのか、そこを教えてください。

○議長（林 英明君） 小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） まず最初の質問でございますけど、こちらは嘉麻市のバスが町内走っているんですけども、100円券の14枚つづりが1冊1,000円で販売されております。町も代行販売しているんですが、桂川町民の方がそれを買われた場合に2分の1の補助を出しているという制度ですので、1,000円のおつづりが500円で買えるというような形で補助をしているということでございます。

それとあと、地域公共交通計画の関係でございますけど、基本的には町単独でつくることになります。ただ、嘉麻市バスさんとか飯塚市のバスさんとか町に入っているんで、定住自立圏の取組を通じて協議とか必要になってくるかとは存じます。

以上でございます。

○議長（林 英明君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 要するにこの嘉麻のバスは助かっている、何か困っているちゅうか使いにくいという方もいらっしゃるんです。意外と高いとか、それでも高いとかですね。バス停の関係があつてとか。言われている割には、一応、当初予算に比べて新年度予算で倍にされていますよね、65万に。だから65万っちゃ少ないっちゃ少ないんですけど、それでも利用はあっているなと思うんですが、より使い勝手がいいように、嘉麻とかとですね、相談していただけるのかな、そうしていただかんと、特に東校区の場合困つとんしゃあみたいで、ということで、意見も込めての質問です。

○議長（林 英明君） 小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 嘉麻市バスさんはですね、今、旧西鉄バスさんが走っていた28番の路線を代行して走っていただいているというのが基本だと思うんですけど、お願いベースはできるかと思いますが、それ以上のことはなかなか、嘉麻市さんの都合に合わせるべきところかなとは存じます。

ただ、先ほど申しましたけど、要望については、御意見があればお伝えはしたいと思っております。

以上です。

○議長（林 英明君） ほかに。原中君。

○議員（9番 原中 政廣君） 同じくですね、まず、西鉄バスの路線運行補助金ですけれども、これが赤字補填額ということで、西鉄自体が赤字というのは前から聞いていたんですけど、総額に対して、桂川町がその路線に対して払う金額の割合が、例えば1,000万円に対して赤字1,000万出ましたよと、そのうち桂川町と200万だけ補填しましょうというものなのか、それ、委員会の中でもいいから調べとってください。やはり聞かれたとき、今ずっといろんな廃止の問題からいろんな問題出ていますんで、議会として、いや、こういう状態になっていますよという、やはり報告する義務もあると思いますんで、全体像をある程度詳しく委員会でも上げてもらったら助かります。

○議長（林 英明君） 小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） こちらの赤字補填の部分は、いわゆる西鉄バスの27番路線の赤字補填を……。

○議員（9番 原中 政廣君） それは分かっています。

○企画財政課長（小平 知仁君） ですね。今、西鉄さんの試算で出ている赤字補填の全体額はその当路線に関しましては1,266万7,000円でございます。そのうち路線延長、飯塚市、嘉

麻市、桂川町走っております、そのうちの桂川町分が0.41471の割合で負担しているということになっております。

以上です。

○議長（林 英明君） 原中君。

○議員（9番 原中 政廣君） せっかく答え聞きましたんで、そうすれば、西鉄自体が赤字もあるという認識でよろしいですか。分からなかったら後でいいですよ。全体の赤字と、例えば西鉄が自分とこの赤字と、例えば桂川町が負担する部分と、トータルで恐らくイーブンになるのか、それとも西鉄としても協力しながら、桂川町もしっかり走らせているんですよという認識を取るのかということで、ちょっと感覚的な違いが出てくるからですね、それもここでないでもいいので、調べてください。お願いします。

○議長（林 英明君） いいですか。ほかにありませんか。大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 私もコミュニティ交通利用補助金の関係ですけど、これはもう何年かされていると思うんですけど、利用状況がどういうふうな状況になっているかっちゃうことで、始められた年度から数字が分かれば教えていただければ。分からなければ、また後で大丈夫なんですが。

○議長（林 英明君） 小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 令和2年度から開始しております、令和2年度は1,000円つづりが312件販売できております。令和3年度は639件ですね。令和4年度は2月までになります、864件の販売実績がございます。

以上でございます。

○議長（林 英明君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） ただいま議題となっております議案第18号は、会期中、総務経済建設委員会、文教厚生委員会に付託いたします。

日程第28. 議案第19号

○議長（林 英明君） 議案第19号令和5年度桂川町一般会計予算についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。小平企画財政課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 議案書131ページ、議案第19号令和5年度桂川町一般会計予算について御説明いたします。

本議案は、令和5年度一般会計予算を地方自治法第211条の規定に基づき、本議会の決定に

付しようとするものでございます。

内容につきましては、予算書フォルダー内のファイル④令和5年度一般会計予算書で御説明いたします。

予算書の2ページをお開きください。

第1条は予算の総額を歳入歳出それぞれ58億1,369万円に定めようとするものでございます。

第2条の地方債につきましては、後ほど8ページの第2表、地方債にて御説明いたします。

第3条及び第4条は例年どおりの規定でございますので、割愛させていただきます。

次に、8ページをお開きください。第2表、地方債でございます。地域活性化事業ほか5事業の起債限度額、起債の方法等を設定するものでございます。

次の9ページに参考といたしまして、地方債の各年度末における現在高の見込み等に関する調書を掲載しております。

13ページをお開きください。ここから歳入予算の概要について御説明いたします。

1款町民税1項1目町民税個人4億5,527万円、2目町民税法人4,470万9,000円。

次の14ページ、2項固定資産税4億9,154万3,000円。

次の15ページ、3項軽自動車税4,662万2,000円は、令和4年度の調定実績等を考慮しましたもの。

次の16ページ、4項町たばこ税1億4,963万2,000円は、令和5年度地方財政計画の伸び率当を勘案し、計上しております。

以下、同様の計算方法で、17ページ、2款1項自動車重量譲与税3,997万円。

18ページ、2項地方揮発油譲与税1,338万4,000円。

19ページ、3項森林環境譲与税223万4,000円。

20ページ、3款利子割交付金179万4,000円。

21ページ、4款配当割交付金757万円。

22ページ、5款株式等譲渡所得割交付金494万4,000円。

23ページ、6款法人事業税交付金1,777万6,000円。

24ページ、7款地方消費税交付金2億9,682万1,000円。

25ページ、8款ゴルフ場利用税交付金1,848万9,000円。

26ページ、9款環境性能割交付金712万2,000円。

27ページ、10款地方特例交付金1,074万5,000円を計上しております。

次に28ページ、11款地方交付税は19億7,705万7,000円を計上しております。うち普通交付税につきましては、17億7,705万7,000円の計上。令和5年度の地方財政計

画の分析当を勘案いたしまして、令和5年度の交付見込額を前年度決定額からマイナス3.1%の18億6,265万円としており、ここから財源留保額8,559万3,000円を差し引いたものでございます。また、特別交付税につきましては、直近の実績値であります令和3年度決定額から約20%減の2億円で計上しております。

次に29ページ、12款交通安全対策特別交付金199万8,000円は、直近の実績を勘案したものでございます。

次に30ページ、13款分担金及び負担金1項1目民生費負担金5,091万5,000円は、各サービスの利用者数を見込みました計上でございます。

次に31ページ、14款使用料及び手数料1項使用料6,134万2,000円は、1目総務使用料から32ページの6目教育使用料まで、各町有施設等の利用者数などを見込みました計上。

次の34ページ、2項手数料4,944万3,000円は、1目総務手数料から35ページの4目土木手数料まで、前年度実績等に基づき、計上しております。

次に36ページ、15款国庫支出金1項国庫負担金6億5,117万5,000円は、1目民生費国庫負担金の説明欄に記載の各事業に係る国庫負担金の計上。

次の37ページ、2項国庫補助金1億4,422万円は、1目総務費国庫補助金から38ページの5目教育費国庫補助金の説明欄に記載の各事業に係る国庫補助金の計上。

次の40ページ、3項国庫委託金292万5,000円は、1目総務費国庫委託金から3目農林水産業費国庫委託金まで各受託事務に係るものの計上でございます。

次に41ページ、16款県支出金1項県負担金3億6,683万9,000円は、1目民生費県負担金から42ページの5目土木費県負担金の説明欄に記載の各事業に係る県負担金の計上。

次の43ページ、2項県補助金1億4,104万4,000円は、1目総務費県補助金から46ページの8目教育費県補助金の説明欄に記載の各事業に係る県補助金の計上。

次の47ページ、3項県委託金2,485万5,000円は、1目総務費県委託金から3目教育費県委託金まで、各受託事務に係るものの計上でございます。

次に48ページ、17款財産収入1項財産運用収入419万2,000円は、前年度実績等を勘案しましたもの。

次の49ページ、2項財産売払い収入650万9,000円は、旭ヶ丘団地1区画分の土地売払い収入を計上しております。

次に50ページ、18款寄附金1億円は、ふるさと応援寄附金の計上でございます。

次に51ページ、19款1項基金繰入金2億9,952万1,000円は、各基金条例の設置目的に沿った繰入金の計上でございます。

次に52ページ、20款繰越金6,000万円は、前年度繰越金の計上でございます。

次に53ページ、21款諸収入1項延滞金加算金及び過料10万円は、町税延滞金の計上。

次の54ページ、2項町預金利子は、1,000円の計上。

次の55ページ、2項貸付金元利収入15万8,000円は、各技能習得資金貸与金元利収入の計上。

次の56ページ、4項雑入1億5,162万4,000円は、1目弁償金2,000円の存置科目的計上と、2目雑入1億5,162万2,000円。56ページから59ページにかけて記載しております説明項目の各収入につきまして、前年度実績等を考慮し、計上しております。

60ページ、22款1項町債1億1,111万7,000円は、1目農林水産業債から3目教育債まで、説明欄に記載の各事業債の計上。4目臨時財政対策債は、令和4年度実績額に地財計画の伸び率等を勘案しました計上。いずれも8ページで触れました第2表、地方債の内容を示すものでございます。

続きまして、歳出予算の概要について御説明いたします。

62ページ、1款1項1目議会費6,703万円は、議員報酬や議会事務局の職員人件費、議会運営費等の計上。

次の64ページ、2目特別委員会費4万7,000円は、決算審査特別委員会に係る費用弁償を計上しております。

次に65ページ、2款総務費1項1目一般管理費3億64万2,000円は、特別職を含む職員人件費や、総務一般管理に係る事務経費の計上。

次の68ページ、2目文書広報費650万7,000円は、県広報紙配布や法制執務等に係る経費の計上。

次の69ページ、3目財政管理費273万3,000円は、財務事務に係る経費や財政調整基金、減債基金などの基金運用に伴う積立金の計上。4目会計管理費352万1,000円は出納事務に係る経費の計上。新規事項といたしましては、11節役務費の手数料中にコンビニ・スマホ収納代行手数料を計上しております。

次の70ページ、5目財産管理費4,687万5,000円は、庁舎等に係る管理経費の計上。新規事項といたしましては、71ページ、庁舎自動扉開閉装置取替え工事を計上しております。

次の72ページ、6目企画費8,098万8,000円は、ふるさと応援寄附金事業や、移住定住奨励事業等に係る経費の計上。

次の73ページ、7目企画広報費463万円は、広報「けいせん」の発行や公共放送、dボタン広報等に係る経費の計上。

次の74ページ、8目都市対策費1万8,000円は、当該事務費の計上、9目電算管理費1億225万8,000円は、電算システムの保守経費等の計上。

次の76ページ、10目諸費3,999万4,000円は、区長会や防犯外灯の関係経費のほか、西鉄バス路線運行補助金当の計上。新規事項といたしましては、77ページ、地域公共交通計画の策定に係る地域公共交通会議負担金を計上しております。

次の78ページ、11目公平委員会費8万9,000円は、当該委員会運営費の計上、12目防災諸費1,091万9,000円は、自主防災組織の運営費や防災行政無線システムの保守経費等の計上。新規事項といたしましては、79ページ、ハザードマップ更新業務委託料を計上しております。

次に80ページ、2項1目税務総務費7,573万円は、職員人件費や過誤納還付金当の計上。

次の81ページ、2目賦課徴収費2,045万8,000円は、税務事務に係る経費の計上。新規事項といたしましては、11節役務費の手数料中の町税に係るコンビニ・スマホ収納事務手数料のほか、固定資産宅地・雑種地評価替え支援業務委託料や82ページ、森林環境税創設対応等に係る住民税システム改修業務委託料等を計上しております。

次に83ページ、3項1目戸籍住民基本台帳費5,778万2,000円は、職員人件費や住基ネット、マイナンバーカード関連事務等に係る経費の計上。新規事項といたしましては、84ページ、読み仮名対応に係る戸籍情報システム、附票システムの改修業務委託料を計上しております。

次に86ページ、4項1目選挙管理委員会費69万2,000円は、当該委員会運営費の計上、2目選挙常時啓発費は21万1,000円の計上、3目福岡県議会議員一般選挙費505万7,000円は、任期満了に伴う改選に係る事務経費の計上。

次に89ページ、5項1目統計調査総務費6,000円、2目指定統計費62万1,000円は、統計関係事務の経費の計上でございます。

次に90ページ、6項1目監査委員費756万9,000円は、監査委員の報酬や監査委員事務部局の職員人件費、事務費等の計上でございます。

次に92ページ、3款民生費1項1目社会福祉総務費2億1,979万7,000円は、職員人件費や福祉事業に係る助成金、国保特別会計への繰出金等の計上。新規事項といたしましては、94ページ、犯罪被害者見舞金を計上しております。

次の2目障がい者福祉費7億1,475万8,000円は、障害者自立支援給付費や、障害児通所支援給付費等の計上。新規項目といたしましては、95ページ、緊急一時的宿泊事業委託金や第3期障がい者計画等策定委託料を計上しております。

次の96ページ、3目老人福祉費3億1,843万円は、職員人件費や高齢者福祉に係る助成金、後期高齢者医療特別会計への繰出金等の計上。新規項目といたしましては、第9期高齢者福祉計画策定業務委託料を計上しております。

次の98ページ、4目重度障がい者医療費5,225万7,000円、5目子ども医療費4,745万1,000円、次の99ページ、6目ひとり親家庭等医療費1,104万7,000円、7目未熟児養育医療費594万4,000円は、各医療扶助に係る経費の計上。8目介護保険事業費2億8,253万1,000円は、職員人件費や福岡県介護保険広域連合負担金等の計上。

次の100ページ、9目介護予防事業費5,515万5,000円は、職員人件費や介護予防日常生活支援、在宅介護支援等に係る経費の計上。

次の103ページ、10目地域包括支援センター事業費4,584万6,000円は、職員人件費や認知症地域支援、在宅医療・介護連携推進等に係る経費の計上。

次の105ページ、11目総合福祉センター費4,998万円は、当該センターの管理運営費の計上。

次の106ページ、12目男女共同参画費39万8,000円は、DV相談員の講師謝礼等を計上しております。

次に108ページ、2項1目児童福祉総務費3億5,017万3,000円は、善来寺保育園、吉隈保育園等の私立施設に対する子どものための教育・保育給付費負担金等の計上。新規項目といたしましては、109ページ、延長保育事業補助金や一時預かり事業補助金及び利用給付費を計上しております。

次の2目児童措置費2億114万2,000円は、児童手当給付費の計上。

次の110ページ、3目児童福祉施設費3,762万7,000円は、学童保育所の運営費や児童遊園の管理費等の計上。

4目子育て支援費4,320万7,000円は、職員人件費や子育て支援センター「ひまわりのたね」の運営費、飯塚市、嘉麻市との定住自立圏病児保育事業負担金等の計上。

次の113ページ、5目土師保育所費1億8,551万2,000円は、職員人件費や保育所運営費の計上でございます。

次に117ページ、3項1目国民年金費601万6,000円は、職員人件費や事務費の計上でございます。

次に118ページ、4項1目同和対策総務費845万4,000円は、同和対策推進費助成金等の計上。

次の2目人権センター運営費2,060万1,000円は、職員人件費や当該センターの管理、運営費の計上。新規項目といたしましては、120ページ、2階大会議室等の空調設備更新工事を計上しております。

次の3目人権・同和問題協議会運営費209万3,000円は、当該協議会運営費や学校人権同和教育推進委員会助成金等の計上でございます。

次に122ページ、4款衛生費1項1目保健衛生総務費5,108万6,000円は、職員人件費や飯塚休日夜間急患センター運営費等の各種保健衛生事業に係る負担金、補助金等の計上。

次の124ページ、2目予防費5,675万9,000円は、職員人件費や各種予防接種に係る経費の計上。なお、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種関係経費につきましては、本予算では一旦皆減させております。

次の125ページ、3目環境衛生費2,485万7,000円は、河川等の水質検査や町管理の汚水処理施設に係る維持費、合併処理浄化槽設置整備事業補助金等の計上。

次の127ページ、4目健康づくり推進費5,711万3,000円は、職員人件費や各種健診委託料、出産・子育て応援交付金等の計上。新規項目といたしましては、128ページ、産後の初期段階における母子支援に係る産婦健康診査事業委託料や40歳未満のがん患者の在宅生活支援に係る小児・AYA世代がん患者在宅療養生活支援事業助成金を計上しております。

次に130ページ、2項1目清掃総務費3億4,114万6,000円は、ごみ処理に関する各種委託料や、ふくおか県央環境広域施設組合負担金等の計上でございます。

次に132ページ、5款労働費1項1目失業対策総務費997万4,000円は、職員人件費の計上。

次に133ページ、2項1目シルバー人材センター委託援助事業費は、1,996万9,000円の計上、2目職業訓練費256万3,000円は、若年者専修学校等技能習得資金貸与金等の計上でございます。

次に134ページ、6款農林水産業費1項1目農業委員会費597万2,000円は、当該委員会運営費の計上。

次の135ページ、2目農業総務費4,951万9,000円は、職員人件費や農業用施設の維持管理費、有害鳥獣対策費等の計上。

次の137ページ、3目農業者年金費15万7,000円は、事務費の計上。

次の138ページ、4目農業振興費1,658万3,000円は、新規就農者育成総合対策事業補助金など農業振興に係る経費の計上。

次の139ページ、5目畜産業費5,000円は、事務費の計上、6目農地費4,234万9,000円は、職員人件費や水利施設等の改修事業費の計上。新規項目といたしましては、140ページ、県施工の七浦ため池改修に係る防災重点農業用施設整備事業負担金を計上しております。

次に141ページ、2項1目林業総務費113万7,000円は、森林保険料等の計上、2目林業振興費97万9,000円は、国の森林環境譲与税を活用します森林調査業務委託料等の計上。

次の3目荒廃森林整備事業費は、452万8,000円の計上、県の交付金を活用するものでございます。

次に142ページ、7款商工費1項1目商工総務費1,206万円は、職員人件費や消費者行政経費、商工会助成金等の計上。

次の143ページ、2目商工振興費389万7,000円は、住宅改修事業補助金など商工振興に係る経費の計上、3目観光費186万2,000円は、keisenまちプラザの運営費や定住自立圏観光ルート開発事業負担金等を計上しております。

次に145ページ、8款土木費1項1目土木総務費2,111万6,000円は、職員人件費や町有地草刈り委託料、木造戸建て住宅耐震改修促進事業及びブロック塀等撤去に係る補助金等の計上。新規項目といたしましては、146ページ、空き家実態調査業務委託料を計上しております。

次に147ページ、2項1目道路橋梁総務費2,669万1,000円は、職員人件費や町道路線に関する道路台帳作成業務委託料等の計上。

次の148ページ、2目道路橋梁維持費6,450万円は、桂川駅自由通路の維持管理費や道路橋梁維持修繕工事等の計上。

次の3目道路橋梁新設改良費は、5,336万6,000円の計上。本年度は、町道新町狩野線の拡幅事業がピークを超えたことにより、減額計上となっております。

次の149ページ、4目交通安全対策費は500万円の計上でございます。

次に150ページ、3項1目都市計画総務費946万3,000円は、職員人件費や事務費、都市計画道路変更支援業務委託料等の計上。

次の151ページ、2目街路事業費301万5,000円は、建築工事等に係る道路後退用地整備等に係る経費の計上。

3目公園費1,319万7,000円は、都市公園、西田清流公園やゆのうら体験の杜などの管理運営費の計上。

次の152ページ、4目駐車場等費289万7,000円は、桂川駅前駐輪場、駐車場等に係る管理運営費の計上でございます。

次に154ページ、4項1目住宅管理費2,158万6,000円は、職員人件費や町営住宅の維持管理費、家賃滞納対策経費等の計上。

次の156ページ、2目住宅建設費は4,273万6,000円の計上、本年度は令和3年度から4年度にかけての継続事業でありました町営住宅二反田団地B棟建築の完了により大幅な減額計上となっております。

次に158ページ、9款消防費1項1目非常備消防費2億7,166万2,000円は、町消防

団の活動費や飯塚地区消防組合負担金などの計上。本年度は処遇改善に伴います消防団員報酬の増額計上のほか、新規項目といたしましては、160ページ、福岡県女性消防操法大会出場補助金等を計上しております。

次の2目消防施設費257万円は、消火栓改良工事等の計上、3目水防費17万6,000円は、災害対応に係る経費の計上でございます。

次に161ページ、10款教育費1項1目教育委員会費285万5,000円は、当該委員会運営費の計上。

次の162ページ、2目事務局費7,105万3,000円は、特別職を含む職員人件費やソーシャルワーカー報酬、学校支援地域本部の運営費、GIGAスクール推進事業委託料等の計上。新規項目といたしましては、地域部活動推進協議会委員報酬等を計上しております。

次に165ページ、2項1目学校管理費4,594万9,000円は、桂川小学校の維持管理運営費の計上。

次の167ページ、2目教育振興費3,351万5,000円は、桂川学力アップ推進事業や少人数学級指導教育、就学援助、その他教育振興に係る経費の計上でございます。

次に169ページ、3項1目学校管理費3,229万6,000円は、桂川東小学校の維持管理運営費等の計上。新規項目といたしましては、170ページ、中庭改修工事及び3、4年生棟校舎屋根改修工事を計上しております。

次の171ページ、2目教育振興費589万9,000円は、桂川学力アップ推進事業や就学援助、その他教育振興に係る経費の計上でございます。

次に173ページ、4項1目学校管理費3,851万6,000円は、桂川中学校の維持管理運営費の計上。

次の175ページ、2目教育振興費4,134万7,000円は、桂川学力アップ推進事業や少人数学級指導教育、クラブ活動に対する補助金、就学援助、その他教育振興に係る経費の計上。

次に177ページ、5項1目桂川幼稚園費3,091万円は、職員人件費や幼稚園の維持管理運営費の計上でございます。

次に181ページ、6項1目共同調理場費1億2,002万9,000円は、職員人件費や施設の維持管理費等の計上。新規事項といたしましては、183ページ、高圧ケーブル機器更新工事、簡易貫流蒸気ボイラー入替え工事及びLED照明更新工事等を計上しております。

次に184ページ、7項1目社会教育総務費4,140万5,000円は、職員人件費や社会教育・文化活動団体に対する助成事業費等の計上。

次の186ページ、2目公民館費469万2,000円は、地域はつらつ応援助成金など、地域公民館事業の関係経費の計上。

次の187ページ、3目青少年問題対策費117万円は、青少年の健全育成に係る経費の計上。新規事項といたしましては、嘉飯地域未来の地域リーダー育成プログラム負担金を計上しております。

4目文化財保護費2,930万1,000円は、国特別史跡王塚古墳をはじめとする町内文化財の保護、調査に関する経費の計上。なお、前年度に引き続き、王塚古墳石室安定化検討等業務委託料を計上しております。

次の189ページ、5目人権センター費1,598万1,000円は、施設の維持管理費等の計上。

次の190ページ、6目王塚装飾古墳館費は3,338万6,000円で、職員人件費や施設の維持管理費、企画展等に係る運営経費の計上。

次の193ページ、7目図書館費4,583万7,000円は、職員人件費や図書館の維持管理運営費の計上。

次の195ページ、8目人権教育費515万7,000円は、職員人件費や人権啓発費等の計上でございます。

次に197ページ、8項1目保健体育総務費462万4,000円は、スポーツ振興に係る経費や町体育協会補助金等の計上。

次の198ページ、2目体育施設費496万1,000円は、武道場など社会体育施設の維持管理費等の計上。

3目総合体育館費3,551万9,000円は、職員人件費や施設の維持管理運営費の計上。

次の200ページ、4目グラウンドゴルフ場費は、851万6,000円の計上でございます。

次に202ページ、11款災害復旧費1項1目鉦害復旧相談窓口費20万9,000円は、特定鉦害復旧対策の申出に伴う取次事務費の計上でございます。

次に203ページ、12款公債費1項1目元金3億9,986万9,000円、2目利子1,858万円は、令和4年度までの地方債借入金に対する元利償還金と一時借入金の償還利子の計上でございます。

最後に204ページ、13款1項1目予備費700万円は、例年同様の計上でございます。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（林 英明君） 先ほど説明しましたけれども、議案第19号から議案第24号までについては、本日説明を受け、9日の本会議で質疑を受けた後、各常任委員会に付託いたします。

日程第29. 議案第20号

○議長（林 英明君） 議案第20号令和5年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算に

ついてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。秦税務課長。

○税務課長（秦 俊一君） 議案書132ページをお願いいたします。

議案第20号令和5年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について御説明申し上げます。

提案理由といたしまして、令和5年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を地方自治法第211条の規定に基づき、本議会の決定に付しようとするものでございます。

内容につきましては、別紙フォルダー内⑤の予算書にて御説明申し上げます。

予算書2ページをお願いいたします。第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ189万2,000円に定めようとするものでございます。

7ページをお願いいたします。歳入でございます。

1款県支出金1項1目住宅新築資金等貸付事業、県補助金32万円は、住宅新築資金等貸付助成事業費、県補助金を見込みにより計上しております。

8ページをお願いいたします。2款事業収入1項1目住宅改修資金貸付金元利収入5万9,000円、2目住宅新築資金貸付金元利収入93万5,000円、3目宅地取得資金貸付金元利収入56万4,000円、9ページ、2項1目県住宅改修資金貸付金元利収入1万2,000円は、それぞれの実績を参考に貸付金の償還額を見込みにより計上しております。

10ページをお願いいたします。3款繰越金1項1目繰越金1,000円は、前年度繰越金の存置科目をお願いしております。

11ページ、4款諸収入1項1目雑入1,000円は、予納金の還付の受入れ先として、存置科目をお願いしております。

12ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款総務費1項1目一般管理費189万2,000円は、弁護士委託料や競売になった場合の予納金などの必要経費を計上しております。

以上、簡略ではございますが、説明を終わります。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

日程第30. 議案第21号

○議長（林 英明君） 議案第21号令和5年度桂川町土地取得特別会計予算についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。小平企画財政課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 議案書133ページ、議案第21号令和5年度桂川町土地取得

特別会計予算について御説明いたします。

本議案は、令和5年度土地取得特別会計予算を地方自治法第201条の規定に基づき、本議会の決定に付しようとするものでございます。

内容につきましては、予算書フォルダー内のファイル⑥令和5年度土地取得特別会計予算書で御説明いたします。

予算書の2ページをお開きください。令和5年度予算の総額を歳入歳出それぞれ1,052万6,000円に定めようとするものでございます。

7ページをお開きください。歳入でございます。

1款財産収入1項1目利子及び配当金2万6,000円は、土地開発基金預金利子の計上でございます。

8ページ、2款繰入金1項1目土地開発基金繰入金1,050万円は、土地購入等に係る財源を当該基金から繰り入れるものでございます。

続きまして、9ページをお開きください。歳出でございます。

1款総務費1項1目財産管理費2万6,000円は、土地開発基金の預金利子積立金の計上でございます。

10ページ、2款1項1目公有財産取得事業費1,050万円は、土地購入費及びその関係経費の計上でございます。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

日程第31. 議案第22号

○議長（林 英明君） 議案第22号令和5年度桂川町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。永松保険環境課長。

○保険環境課長（永松 俊英君） 議案書の134ページをお願いいたします。

議案第22号令和5年度桂川町国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

提案理由でございますが、令和5年度桂川町国民健康保険特別会計予算を地方自治法第211条の規定に基づき、本議会の決定に付しようとするものでございます。

内容につきましては、別紙予算書で御説明いたします。予算書のフォルダー⑦をお願いいたします。

予算書の2ページをお願いいたします。第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億256万1,000円に定めようとするものでございます。第2条では、一時借入金の借入れの最高額を1億円と定めるものでございます。

8ページをお願いいたします。歳入でございます。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税は、2億4,396万9,000円を計上しております。

9ページをお願いいたします。2目退職被保険者等国民健康保険税は、4万3,000円を計上しております。

10ページをお願いいたします。2款1項1目督促手数料は、6万円を計上しております。

11ページをお願いいたします。3款1項1目災害臨時特例補助金は、1,000円を存置科目として計上しております。

12ページをお願いいたします。4款1項1目保険給付費等交付金は13億491万9,000円を計上しております。

13ページをお願いいたします。4款2項1目財政安定化基金交付金は、1,000円を存置科目として計上しております。

14ページをお願いいたします。5款1項1目利子及び配当金は、国民健康保険給付費等支払準備基金預金利子として、10万円を計上しております。

15ページをお願いいたします。6款1項1目一般会計繰入金は、1億5,235万3,000円を計上しております。

17ページをお願いいたします。7款1項1目療養給付費交付金繰越金及び2目その他繰越金は、それぞれ1,000円を存置科目として計上しております。

18ページをお願いいたします。8款1項1目延滞金は、一般被保険者分と退職被保険者分として、合わせて10万1,000円、2目加算金も、一般、退職それぞれ1,000円、合わせて2,000円を存置科目として計上しております。3目過料も1,000円を存置科目として計上しております。

19ページをお願いいたします。8款2項1目預金利子は、1,000円を存置科目として計上しております。

20ページをお願いいたします。8款3項1目特定健康診査等受託料も、1,000円を存置科目として計上しております。

21ページをお願いいたします。8款4項1目一般被保険者第三者行為納付金は100万円、2目退職被保険者等第三者行為納付金から8目雑入につきましては、それぞれ1,000円を存置科目として計上しております。

22ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款1項1目一般管理費は、22ページから23ページに記載をしており、職員2名分の人件費並びに国保事務等に関する経費1,524万円を計上しております。

23ページをお願いいたします。1款1項1目国民健康保険団体連合会負担金は、89万2,000円を計上しております。

24ページをお願いいたします。1款2項1目賦課徴収費は、49万7,000円を計上しております。

25ページをお願いいたします。1款3項1目運営協議会費は、60万円を計上しております。

26ページをお願いいたします。1款4項1目医療費適正化特別対策事業費317万円、2目収納率向上特別対策事業費は、49万7,000円を計上しております。

27ページをお願いいたします。2款1項1目一般被保険者療養給付費は10億8,647万3,000円、2目一般被保険者療養費は1,444万8,000円、3目審査支払手数料は250万3,000円を計上しております。

28ページをお願いいたします。2款2項1目一般被保険者高額療養費は1億6,347万8,000円、2目一般被保険者高額介護合算療養費は50万円を計上しております。

29ページをお願いいたします。2款3項1目一般被保険者移送費は、10万円を計上しております。

30ページをお願いいたします。2款4項1目出産育児一時金は、840万5,000円を計上しております。

31ページをお願いいたします。2款5項1目葬祭給付費は、120万円を計上しております。

32ページをお願いいたします。2款6項1目傷病手当金は、34万6,000円を計上しております。

33ページをお願いいたします。3款1項1目一般被保険者医療給付費負担金は2億6,379万円、2目退職被保険者等医療給付費負担金は6万5,000円。

34ページをお願いします。3款2項1目一般被保険者後期高齢者支援金等負担金は8,580万2,000円、2目退職被保険者等後期高齢者支援金等負担金は6,000円を計上しております。

35ページをお願いいたします。3款3項1目介護納付金負担金は、2,583万3,000円を計上しております。

36ページをお願いいたします。4款1項1目その他共同事業事務費拠出金は、退職者医療年金受給者リスト作成費用負担金として1,000円を計上しております。

37ページをお願いいたします。5款1項1目保健衛生普及費136万円、2目疾病予防費は19万2,000円を計上しております。

38ページをお願いいたします。5款2項1目特定健康診査等事業費は、2,036万1,000円を計上しております。

40ページをお願いいたします。6款1項1目国民健康保険給付費等支払準備基金積立金は、

10万1,000円を計上しております。

41ページをお願いいたします。7款1項1目利子は、一時借入金の利子分として20万円を計上しております。

42ページをお願いいたします。8款1項1目一般被保険者保険税還付金は150万円、2目償還金は、1,000円を存置科目として計上しております。

43ページをお願いいたします。9款1項1目予備費は、500万円を計上しております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

日程第32. 議案第23号

○議長（林 英明君） 議案第23号令和5年度桂川町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。永松保険環境課長。

○保険環境課長（永松 俊英君） 議案書の135ページをお願いいたします。

議案第23号令和5年度桂川町後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

提案理由でございますが、令和5年度桂川町後期高齢者医療特別会計予算を地方自治法第211条の規定に基づき、本議会の決定に付しようとするものでございます。

内容につきましては、別紙予算書で御説明いたします。予算書フォルダー⑧をお願いいたします。

予算書の2ページをお願いいたします。第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,854万7,000円に定めようとするものでございます。

7ページをお願いいたします。歳入でございます。

1款1項1目特別徴収保険料1億827万3,000円、2目普通徴収保険料現年度分を4,454万6,000円、滞納繰越分を60万円を計上しております。

8ページをお願いいたします。2款1項1目督促手数料は、過年度分として1,000円を計上しております。

9ページをお願いいたします。3款1項1目事務費繰入金は、1,881万8,000円、2目保険基盤安定繰入金は、6,350万7,000円を計上しております。

10ページをお願いいたします。4款1項1目繰越金は230万円を計上しております。

11ページをお願いいたします。5款1項1目保険料還付金は、50万円を計上しております。

12ページをお願いいたします。2項1目雑入は1,000円の存置科目として計上しております。

13ページをお願いします。3款1項1目延滞金1,000円の存置科目として計上しております。

15ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款1項1目一般管理費は、15ページから16ページに記載をしており、短時間勤務会計年度任用職員1名分と職員1名分の人件費及び郵便料として939万4,000円を計上しております。

17ページをお願いいたします。2項1目徴収費は70万3,000円を計上しております。

18ページをお願いいたします。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金2億2,695万円を計上しております。

19ページをお願いいたします。3款1項1目保険料還付金は50万円を計上しております。

20ページをお願いいたします。4款1項1目予備費は100万円を計上しております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

日程第33. 議案第24号

○議長（林 英明君） 議案第24号令和5年度桂川町水道事業会計予算についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。山本水道課長。

○水道課長（山本 博君） 議案第24号について御説明申し上げます。

議案書136ページをお開きください。

本議案は、令和5年度桂川町水道事業会計予算でございます。

本予算につきまして、地方公営企業法第24条第2項の規定に基づき、本議会での議決に付するものでございます。

内容につきましては、予算書フォルダー内の⑨令和5年度水道事業会計予算書にて御説明いたします。

予算書の2ページをお開きください。第2条、業務の予定量は給水戸数5,931戸、年間の有収水量は127万3,808m³、1日平均有収水量は3,490m³を予定しております。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額でございます。

収入の第1款水道事業収益では2億1,755万5,000円、支出の第1款水道事業費用では2億3,170万8,000円を予定しております。

3ページをお開きください。第4条は、資本的収入及び支出の予定額でございます。

収入の予定はありません。支出では3,127万4,000円を予定しています。また、収入が

支出に対して不足している額3,127万4,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金3,011万8,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額115万6,000円で補填するものです。

第5条は議会の議決を得なければ、流用することができない経費として、職員の給与費6,438万9,000円を定めております。

予算内容につきましては、26ページからの令和5年度桂川町水道事業会計予算説明書で御説明させていただきます。

26ページをお開きください。収益的収入及び支出の収入でございます。

1款水道事業収益1項1目給水収益の2億763万6,000円は水道使用料金、2目受託工事収益1,000円は修繕料、3目その他の営業収益209万5,000円は、各種手数料及び口径別納付金として、それぞれの調定見込額を計上いたしております。

2項1目受取利息及び配当金は、預金利息として27万2,000円。

27ページをお開きください。2目長期前受金戻入は754万9,000円、4目雑収益は1,000円をそれぞれ計上いたしております。3項1目過年度損益修正益1,000円は、存置科目として計上いたしております。

28ページをお開きください。収益的支出でございます。

1款水道事業費用1項1目原水及び浄水費1億6万7,000円は、浄水場に係る経費で、主なものは職員3名分と会計年度任用職員5名分の人件費や施設の維持管理に伴う委託、修繕、動力費などを計上いたしております。

30ページをお開きください。2目配水及び給水費4,024万1,000円は給配水設備等に係る経費で、主なものは水道設備の維持管理を担当する職員2名分と会計年度任用職員1名分の人件費、水道配水管の漏水調査委託料、修繕費などを計上いたしております。

31ページをお開きください。3目受託工事費1,000円は材料費を存置科目として、4目総係費3,316万9,000円は、経理事務全般に係る庶務的経費で、主なものは関係職員3名分と会計年度任用職員2名分の人件費、検針人や集金人に対する委託料、口座振替手数料などをそれぞれ計上いたしております。

32ページをお開きください。5目減価償却費4,145万6,000円は、浄水場の建物、構築物、機械及び装置等の減価償却費、6目資産減耗費289万5,000円は、機械及び装置等の除却費、7目その他営業費用1,000円は存置科目としてそれぞれ計上いたしております。

33ページをお開きください。2項1目支払利息及び企業債取扱諸費343万6,000円は企業債借入金利息、2目消費税944万円は消費税見込額、3目雑支出1,000円は存置科目としてそれぞれ計上いたしております。3項1目過年度損益修正損1,000円は存置科目を計

上いたしております。4項1目予備費、予備費として100万円を計上いたしております。

34ページをお開きください。資本的収入及び支出です。

収入についての予定はありません。

支出でございます。1款資本的支出1項1目メーター費40万1,000円は、メーター器の購入費として、4目固定資産購入費1,231万9,000万円は、浄水場などにおける機械及び装置の購入費をそれぞれ計上いたしております。

2項1目企業債償還金1,755万4,000円は、企業債借入金の元金分を計上いたしております。

4項1目予備費、予備費として100万円を計上いたしております。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、議決賜りますようお願いいたしまして、提案説明とさせていただきます。

○議長（林 英明君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。お疲れさまでした。

午後3時13分散会
